

第3 自らの犯罪・非行に対する意識

1 リスク領域別の犯罪・非行要因についての認識

Q15 これまでにあなたが非行や犯罪をした原因として、どんなことが影響していたと思いますか。

あてはまる番号に○をいくつでもつけてください。

ア 家庭・家族関係では・・・

- 1 家族の愛情やかかわりが不足していたこと
- 2 家族の関係が悪かったこと
- 3 家族からの暴力・暴言などがあったこと
- 4 親の世話やしつけが良くなかったこと
- 5 何でも自分の思うように自由にできたこと
- 6 その他（ ）
- 7 特に影響はなかった

イ 学校では・・・

- 1 勉強が分からなかった・つまらなかったこと
- 2 欠席やさぼりが多かったこと
- 3 先生との間にトラブルがあったこと
- 4 生徒との関係が悪かったこと
- 5 中退したこと
- 6 その他（ ）
- 7 特に問題はなかった

ウ 仕事関係では・・・

- 1 仕事が長続きしなかった・むやみに転職していたこと
- 2 雇い主との関係が悪かったこと
- 3 職場の同僚との関係が悪かったこと
- 4 仕事の知識や技能が不足していたこと

- 5 仕事をやる気が不足していたこと
- 6 仕事に就いていなかったこと
- 7 その他 ()
- 8 特に問題はなかった

エ 友達関係では・・・

- 1 非行や犯罪をする友人や知人がいたこと
- 2 非行や犯罪をする人の誘惑があったこと
- 3 暴走族、ギャング、暴力団などの集団に関係していたこと
- 4 まじめな友人や知人があまりいなかったこと
- 5 助けてくれる友人や知人がいなかったこと
- 6 その他 ()
- 7 特に問題はなかった

オ 酒や薬物などでは・・・

- 1 飲酒が習慣になり生活が乱れていたこと
- 2 飲酒した時に喧嘩などのトラブルがあったこと
- 3 時々薬物を使用していたこと
- 4 薬物をやめられなくなっていたこと
- 5 薬物を手に入れるため非行や犯罪をするようになっていたこと
- 6 その他 ()
- 7 特に問題はなかった

カ ひまなときの過ごし方では・・・

- 1 部・クラブ活動に参加しなかったこと
- 2 趣味など打ち込めるものがなかったこと
- 3 退屈してぶらぶらすることが多かったこと
- 4 何となくスマホを操作していることが多かったこと
- 5 ゲームを長時間していたこと
- 6 賭け事やギャンブルが多かったこと
- 7 その他 ()
- 8 特に問題はなかった

キ 生活の習慣では・・・

- 1 遊び中心で生活が乱れていたこと
- 2 金づかいが荒かったこと
- 3 ローンや借金が多かったこと
- 4 決まった所で暮らしていなかったこと
- 5 ひきこもりがちだったこと
- 6 その他 ()
- 7 特に問題はなかった

ク あなた自身の性格では・・・

- 1 すぐかっとなりやすかったこと
- 2 がまんが足りなかったこと
- 3 落ち着きが足りなかったこと
- 4 刺激やスリルが好きだったこと
- 5 悪いことで目立ちたかったこと
- 6 その他 ()
- 7 特に問題はなかった

ケ あなた自身の態度では・・・

- 1 規則や注意を軽く考えていたこと
- 2 大人や社会に反発していたこと
- 3 つかまってもあまり反省をしなかったこと
- 4 自分が困っていても素直に助けてもらおうとしなかったこと
- 5 他人の気持ちや迷惑に思いやりや関心が足りなかったこと
- 6 その他 ()
- 7 特に問題はなかった

(1) 質問の設定趣旨等

犯罪や非行には、それに関与する個人の資質等の問題とともに、本人を取り巻く対人関係、生活環境上の問題や課題等、様々な要因が関与していると考えられる。この質問は、こうした要因の関与についての主観的な認識を大まかに把握する目的で設定したものである。調査領域や各領域の選択肢については、犯罪・非行関連のリスクアセスメントツール¹の評定領域や項目を勘案の上、犯罪・非行の要因になり得ると考えられているリスク領域を、家庭、学校、就労、交友、薬物等（問題飲酒を含む。）、余暇、生活、性格、態度の9領域（領域ごとに6項目又は7項目の選択肢及び当該領域の問題なしの1項目を設定。）に分け、各領域別の選択肢から自身の犯罪・非行に影響したと思われる事項を重複回答させた。本調査のように、リスクについて自己評定を行う場合には、自身の問題を過少評価するなどの評定バイアスが掛かる可能性があり、そのような場合には第三者評定によるリスクアセスメントよりも信頼性や妥当性が落ちると考えられるが、第三者評定と自己認識とのずれを確認したり、当事者自身の見解をアセスメントや処遇に反映させたりする上での有用性もある。我が国において、犯罪者や非行少年のアセスメントや処遇においてリスクアセスメントツールが導入されるようになっている中²、犯罪者や非行少年自身の犯罪・非行の原因に関する認知が、標準化された犯罪・非行の進度の指標や、家庭・友人関係・社会・自分の生き方といった自身の境遇に対する認識とどのような関連があるかを検討することは、リスクアセスメントツールの結果を解釈する上でも一つの参考資料になると考えられる。そこで、以下では、犯罪者及び非行少年の本質問への全般的な回答傾向のほか、対象者の犯罪・非行進度や家庭生活・友人関係・今の社会・自分の生き方に対する各満足度との関連を検討する。

¹ 一般的な再犯・再非行のリスクや重点的な処遇ニーズを査定するため、刑事司法領域で使用されているリスクアセスメントツールには、LS/CMI、OASys等がある。これらのツールは、実証的知見に基づき開発・標準化され、処遇選択や処遇計画等の参考として実務を支援している。なお、リスクアセスメントツールには、犯罪歴等の履歴因子（静的リスク要因）と処遇を通じて変容可能な要因（動的リスク要因）を把握するものがあるが、本質問では、各リスク領域における問題や課題の状況を大まかに把握する趣旨から、静的リスク要因と動的リスク要因を区別して扱っていない。

² 我が国では、平成25年度から、全国の少年鑑別所において法務省式ケースアセスメントツール（MJCA）の運用を開始し、29年11月から、刑事施設において受刑者用一般リスクアセスメントツール（Gツール）の運用を開始するなど、教育上の必要性を定量的に把握したり、犯罪傾向の進度を判定したりするための資料としてリスクアセスメントツールを活用している。また、令和3年1月から、保護観察所においても、保護観察対象者に対して再犯防止のためのより効果的な指導・支援を行うためのアセスメントツール（CFP）が本格実施されるようになり、再犯リスクを踏まえて適切な処遇方針を決定するために活用している。

(2) 対象者の身分別の比較

各調査対象人員に占める各項目（「その他」を除く。）に該当した者の割合について、対象者の身分別に見ると、**3-1-1表**のとおりである。

まず、犯罪者の2群において該当率が高い項目（「特に問題（影響）はなかった」を除く。）を見ると、共に上位3項目は「がまんが足りなかった」（性格）、「規則や注意を軽く考えていた」（態度）、「金づかいが荒かった」（生活）の順であり、刑事施設入所者は、「非行や犯罪をする友人や知人がいた」（交友）、「他人の気持ちや迷惑に思いやりや関心が足りなかった」（態度）の順で続き、保護観察対象者は、「他人の気持ちや迷惑に思いやりや関心が足りなかった」（態度）、「自分が困っていても素直に助けてもらおうとしなかった」（態度）の順で続いた。犯罪者自身の認知としては、性格や態度といった自身の内面に関する領域を中心に犯罪との関連性を認める者が多いことがうかがえる。

同様に、非行少年の2群において該当率が高い項目（「特に問題（影響）はなかった」を除く。）を見ると、両群で上位5項目は同じであった。少年鑑別所入所者は、「がまんが足りなかった」（性格）が最も高く、次いで、「遊び中心で生活が乱れていた」（生活）、「規則や注意を軽く考えていた」（態度）、「何となくスマホを操作していることが多かった」（余暇）、「非行や犯罪をする友人や知人がいた」（交友）の順であり、保護観察対象者は、「規則や注意を軽く考えていた」（態度）が最も高く、次いで、「がまんが足りなかった」（性格）、「遊び中心で生活が乱れていた」（生活）、「非行や犯罪をする友人や知人がいた」（交友）、「何となくスマホを操作していることが多かった」（余暇）の順であった。非行少年の認知としては、性格や態度のほか、生活・交友・余暇といった自身が置かれた環境や自身の行動に関する領域で非行との関連性を認める者が多いことがうかがえる。

一方、犯罪者と非行少年の違いを見ると、 χ^2 検定及び残差分析の結果、複数の領域において犯罪者の2群で「特に問題（影響）はなかった」の該当率が有意に低く、非行少年の2群で同該当率が有意に高かった。特に、保護観察対象者（少年）において、学校を除いた全ての領域で同該当率が有意に高く、各領域と自身の非行との関連性は低いと考えている者が多いことが認められた。多くの項目で保護観察対象者（少年）の該当率は有意に低かったが、「ゲームを長時間していた」（余暇）、「悪いことで目立ちたかった」（性格）の2項目のみ、該当率が有意に高かった。また、就労の領域において、犯罪者の2群では該当率が有意に高い項目が多く、非行少年の2群では該当率が有意に低い項目が多かったことや、学校の領域において、少年鑑別所入所者で該当率が有意に高い項目が多かったことから、それぞれ就労・就学といった自身

の生活と関連が深い領域と犯罪・非行との関連性を認める者が多いことがうかがえる。

3-1-1表

各リスク領域の項目（対象者の身分別）

リスク領域・項目		総 数 (1,419)	犯 罪 者		非行少年		χ^2 値
			刑事施設 入 所 者 (595)	保護観察 対 象 者 (388)	少年鑑別所 入 所 者 (184)	保護観察 対 象 者 (252)	
ア 家 庭	家族の愛情やかかわりが不足していた	22.3	△ 25.0	△ 26.0	20.7	▽ 11.5	22.90***
	家族の関係が悪かった	22.3	23.7	△ 28.1	17.9	▽ 13.5	21.46***
	家族からの暴力・暴言などがあった	11.3	12.6	11.9	14.7	▽ 5.2	12.66**
	親の世話やしつけが良くなかった	7.6	9.1	9.8	7.1	▽ 1.2	19.30***
	何でも自分の思うように自由にできた	21.4	22.7	△ 28.4	▽ 12.5	▽ 14.3	27.96***
	特に影響はなかった	39.9	37.5	▽ 25.5	△ 54.9	△ 56.7	82.01***
イ 学 校	勉強が分からなかった・つまらなかった	33.4	33.6	32.5	39.1	30.2	4.07
	欠席やさぼりが多かった	25.6	26.7	22.9	△ 33.2	21.4	9.65*
	先生との間にトラブルがあった	11.8	▽ 9.6	9.3	△ 24.5	11.9	33.41***
	生徒との関係が悪かった	11.6	10.1	13.4	15.8	9.5	6.71
	中退した	13.6	12.3	14.2	△ 22.8	▽ 9.1	18.63***
	特に問題はなかった	39.9	40.5	38.1	35.9	44.0	3.64
ウ 就 労	仕事が長続きしなかった・むやみに転職していた	26.4	△ 32.8	△ 33.5	▽ 11.4	▽ 11.1	74.18***
	雇い主との関係が悪かった	9.1	10.4	△ 12.1	6.5	▽ 3.2	17.70***
	職場の同僚との関係が悪かった	12.9	△ 16.6	15.2	▽ 6.5	▽ 5.2	29.35***
	仕事の知識や技能が不足していた	10.2	△ 12.9	△ 13.7	▽ 4.9	▽ 2.4	32.38***
	仕事をやる気が不足していた	18.2	△ 22.0	20.6	14.1	▽ 8.3	25.89***
	仕事に就いていなかった	10.0	11.8	△ 14.4	▽ 4.9	▽ 2.8	30.45***
エ 交 友	特に問題はなかった	41.2	▽ 31.1	▽ 30.4	△ 63.6	△ 65.5	143.07***
エ 交 友	非行や犯罪をする友人や知人がいた	36.2	37.5	▽ 30.7	△ 49.5	31.7	21.74***
	非行や犯罪をする人の誘惑があった	23.4	23.2	22.7	△ 34.2	▽ 17.1	17.83***
	暴走族、ギャング、暴力団などの集団に関係していた	14.5	16.6	16.0	13.0	▽ 8.3	10.91*
	まじめな友人や知人があまりいなかった	17.6	△ 20.2	16.2	20.7	▽ 11.5	10.83*
	助けてくれる友人や知人がいなかった	17.3	△ 20.7	△ 20.9	12.5	▽ 7.5	27.89***
	特に問題はなかった	37.6	34.8	35.8	32.1	△ 51.2	24.76***
オ 薬 物 等	飲酒が習慣になり生活が乱れていた	17.1	18.8	△ 20.4	▽ 11.4	▽ 12.3	12.43**
	飲酒した時に喧嘩などのトラブルがあった	8.9	△ 10.9	6.7	12.0	▽ 5.2	11.82**
	時々薬物を使用していた	16.8	△ 22.7	17.3	13.6	▽ 4.4	44.12***
	薬物をやめられなくなっていた	12.9	△ 17.8	△ 16.0	▽ 3.3	▽ 3.6	50.81***
	薬物を手に入れるため非行や犯罪をするようになっていた	4.7	6.2	4.4	3.8	2.0	7.70
	特に問題はなかった	54.9	▽ 44.7	53.4	△ 66.3	△ 73.0	68.42***
カ 余 暇	部・クラブ活動に参加しなかった	6.4	5.9	4.4	8.7	9.1	7.64
	趣味など打ち込めるものがなかった	19.6	19.2	△ 23.2	22.3	▽ 13.1	10.87*
	退屈してぶらぶらすることが多かった	23.7	24.5	22.2	△ 33.2	▽ 17.1	15.98**
	何となくスマホを操作していることが多かった	31.6	▽ 27.9	28.6	△ 51.1	31.0	37.73***
	ゲームを長時間していた	16.8	15.3	14.4	20.1	△ 21.4	7.83*
	賭け事やギャンブルが多かった	18.0	△ 22.9	△ 23.5	▽ 9.2	▽ 4.8	56.72***
キ 生 活	特に問題はなかった	28.1	26.2	▽ 24.2	30.4	△ 36.9	14.08**
キ 生 活	遊び中心で生活が乱れていた	35.8	▽ 30.9	33.2	△ 54.9	37.3	36.68***
	金づかいが荒かった	40.2	△ 44.2	△ 44.6	38.6	▽ 25.4	30.23***
	ローンや借金が多かった	15.6	△ 20.2	△ 22.4	▽ 4.9	▽ 2.4	72.45***
	決まった所で暮らしていなかった	10.0	△ 11.9	10.6	11.4	▽ 3.6	14.58**
	ひきこもりがちだった	9.7	9.9	△ 13.7	▽ 5.4	▽ 6.3	14.00**
	特に問題はなかった	26.6	▽ 23.7	▽ 20.6	26.6	△ 42.9	43.75***
ク 性 格	すぐかとなりやすかった	23.2	21.7	▽ 19.3	△ 31.5	26.6	12.81**
	がまんが足りなかった	58.4	△ 62.2	△ 64.4	60.3	▽ 38.5	50.69***
	落ち着きが足りなかった	24.4	23.4	21.6	△ 33.2	24.6	9.59*
	刺激やスリルが好きだった	21.5	23.9	20.6	23.4	15.9	7.26
	悪いことで目立ちたかった	7.0	▽ 4.2	5.9	△ 12.5	△ 11.5	24.10***
	特に問題はなかった	14.6	▽ 12.1	13.4	▽ 9.2	△ 26.2	34.84***
ケ 態 度	規則や注意を軽く考えていた	49.5	48.1	50.5	52.7	49.2	1.42
	大人や社会に反発していた	13.8	11.8	12.4	△ 23.9	13.5	18.56***
	つかまってもあまり反省をしなかった	17.1	△ 22.9	14.9	▽ 9.2	▽ 12.7	26.61***
	自分が困っていても素直に助けを求めようとしなかった	29.3	31.8	△ 34.0	33.2	▽ 13.5	37.62***
	他人の気持ちや迷惑に思いやりや関心が足りなかった	34.5	37.1	△ 39.9	38.0	▽ 17.5	40.32***
	特に問題はなかった	13.2	▽ 10.1	▽ 10.1	12.0	△ 26.6	47.91***

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 総数又は対象者の身分別の実人員に占める各項目に該当した者（重複計上による。）の割合である。

3 ***は $p<.001$ 、**は $p<.01$ 、*は $p<.05$ を示す。 p 値は、 χ^2 検定による漸近有意確率である。

4 △は残差分析の結果、期待値よりも有意に度数が多いことを、▽は少ないことを示す（ $p<.05$ ）。

5 () 内は、実人員である。

なお、「その他」の該当率と自由記述の主な内容については、以下のとおりである。主な内容としては、それぞれの領域に関する自由記述のうち、各項目に類似していないものを取り上げている。

家庭の領域について、刑事施設入所者で51人（8.6%）、保護観察対象者（20歳以上の者）で23人（5.9%）、少年鑑別所入所者で17人（9.2%）、保護観察対象者（少年）で7人（2.8%）が回答しており、自由記述の主な内容としては、犯罪者の2群と少年鑑別所入所者で共通して、離婚、死別等、家族との離別について言及しているものが見られた。

学校の領域について、刑事施設入所者で21人（3.5%）、保護観察対象者（20歳以上の者）で7人（1.8%）、少年鑑別所入所者で5人（2.7%）、保護観察対象者（少年）で7人（2.8%）が回答しており、自由記述の主な内容としては、教育の内容、転校、部活動を辞めたことについて言及しているものが見られ、保護観察対象者（20歳以上の者・少年）において、「学校の雰囲気自分に擦り合わせていた」、「すごい狭い空間の様に感じた」等、自身の学校に対する感じ方・認識について言及しているものが見られた。また、少年鑑別所入所者において、「コロナウイルスにより通学できなかった」、「学校に行けなかった」と、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による緊急事態宣言等の調査時の社会情勢の影響を受けていると思われるものが見られた。

就労の領域について、刑事施設入所者で40人（6.7%）、保護観察対象者（20歳以上の者）で12人（3.1%）、少年鑑別所入所者で2人（1.1%）、保護観察対象者（少年）で4人（1.6%）が回答しており、自由記述の主な内容としては、いずれの対象者においても、収入への不満、過重な労働、職場環境への不満等について言及しているものが見られた。

交友の領域について、刑事施設入所者で14人（2.4%）、保護観察対象者（20歳以上の者）で10人（2.6%）、少年鑑別所入所者で6人（3.3%）、保護観察対象者（少年）で4人（1.6%）が回答しており、自由記述の主な内容としては、いずれの対象者においても、「自分から友人との関係を悪くしていたこと」、「相手を信頼しきれていなかったこと」等、友人との関係の悪さや不信感について言及しているものが見られた。

薬物等の領域について、刑事施設入所者で17人（2.9%）、保護観察対象者（20歳以上の者）で7人（1.8%）、少年鑑別所入所者で4人（2.2%）、保護観察対象者（少年）で3人（1.2%）が回答しており、自由記述の主な内容としては、刑事施設入所者において、「酒に酔うとさみしくなる」、「酒を飲んだ後、気が大きくなる」等、飲酒の影響について言及しているものが見られた。なお、非行少年の2群においては、飲酒や薬物の経験がないことや、酒や薬物と非行

は無関係であるという内容のみであった。

余暇の領域について、刑事施設入所者で30人（5.0%）、保護観察対象者（20歳以上の者）で11人（2.8%）、少年鑑別所入所者で4人（2.2%）、保護観察対象者（少年）で2人（0.8%）が回答しており、自由記述の主な内容としては、犯罪者の2群において、薬物・飲酒等の問題や、暇な時間がなかったことについて言及しているものが見られた。なお、非行少年の2群においては、非行の原因としての記載であるかは断定できないが、友人と遊ぶなど余暇の過ごし方について言及しているものが見られた。

生活の領域について、刑事施設入所者で25人（4.2%）、保護観察対象者（20歳以上の者）で12人（3.1%）、少年鑑別所入所者で3人（1.6%）、保護観察対象者（少年）で3人（1.2%）が回答しており、自由記述の主な内容としては、いずれの対象者においても、生活の乱れについて言及しているものが見られたほか、犯罪者の2群において、薬物等の問題や忙しさ、自殺念慮等について言及しているものが見られた。

性格の領域について、刑事施設入所者で31人（5.2%）、保護観察対象者（20歳以上の者）で21人（5.4%）、少年鑑別所入所者で14人（7.6%）、保護観察対象者（少年）で13人（5.2%）が回答しており、自由記述の主な内容としては、いずれの対象者においても、周りへの流されやすさや見通しのなさ、我慢をしすぎる（適切に発散できない）ことや自己中心的な考え方等について言及しているものが見られた。

態度の領域について、刑事施設入所者で17人（2.9%）、保護観察対象者（20歳以上の者）で6人（1.5%）、少年鑑別所入所者で8人（4.3%）、保護観察対象者（少年）で2人（0.8%）が回答しており、自由記述の主な内容としては、犯罪者の2群において、現状への危機感の不足や自棄的な態度について、非行少年の2群において、自制心や自主性の問題や逃避的な態度について言及しているものが見られた。

（3）犯罪・非行進度別の比較

次に、犯罪者について、各項目（「その他」を除く。）に該当した者の割合を犯罪・非行進度別に見ると、3-1-2表のとおりである。 χ^2 検定及び残差分析の結果、全ての領域において、いずれかの項目で犯罪・非行進度の違いによる有意な差が認められた。「特に問題（影響）はなかった」を除いた項目について、領域別に見ると、学校・交友の領域では全ての項目で、就労・生活・態度の領域では四つの項目で、犯罪・非行進度の違いによる有意な差が認められた。全般的な傾向を見ると、ほとんどの領域において、犯罪・非行進度の高群で該当率が有意に高

く、低群又は中群で有意に低かった。一方、薬物等の領域でのみ、異なる傾向が見られ、「時々薬物を使用していた」及び「薬物をやめられなくなっていた」の2項目について、低群で該当率が有意に高く、中群で有意に低かった。犯罪性が比較的進んでいる群で、学校、交友等の領域と犯罪との関連性を認めている者が多い傾向が見られる一方、薬物等の領域に関しては、犯罪性が比較的進んでいない群で、犯罪との関連性を認めている者が多いことがうかがえる。ただし、この点については、犯罪・非行進度を測定する自己申告非行尺度（第1の2（4）イ（ア）参照）に薬物使用に関する質問項目が含まれていないことにも留意する必要がある。

3-1-2表

犯罪者 各リスク領域の項目（犯罪・非行進度別）

リスク領域・項目		総 数 (932)	低 群 (382)	中 群 (334)	高 群 (216)	χ^2 値
ア 家庭	家族の愛情やかかわりが不足していた	26.1	24.1	27.5	27.3	1.33
	家族の関係が悪かった	25.5	▽ 19.9	26.9	△ 33.3	13.65**
	家族からの暴力・暴言などがあった	12.3	▽ 8.6	12.9	△ 18.1	11.45**
	親の世話やしつけが良くなかった	9.4	▽ 6.3	10.2	△ 13.9	9.67**
	何でも自分の思うように自由にできた	25.5	23.6	24.6	30.6	3.82
	特に影響はなかった	33.6	△ 41.6	▽ 29.0	▽ 26.4	19.17***
イ 学校	勉強が分からなかった・つまらなかった	33.2	31.4	29.3	△ 42.1	10.57**
	欠席やさぼりが多かった	25.6	22.5	▽ 20.7	△ 38.9	26.19***
	先生との間にトラブルがあった	9.5	▽ 6.3	10.5	△ 13.9	9.76**
	生徒との関係が悪かった	11.3	▽ 6.5	12.0	△ 18.5	20.05***
	中退した	13.0	▽ 10.2	11.7	△ 19.9	12.27**
	特に問題はなかった	40.7	△ 47.6	44.6	▽ 22.2	40.32***
ウ 就労	仕事が長続きしなかった・むやみに転職していた	33.4	▽ 24.3	36.5	△ 44.4	27.40***
	雇い主との関係が悪かった	11.3	9.7	9.3	△ 17.1	9.70**
	職場の同僚との関係が悪かった	16.1	▽ 10.2	17.7	△ 24.1	20.59***
	仕事の知識や技能が不足していた	13.4	11.8	13.8	15.7	1.92
	仕事をやる気が不足していた	21.1	18.3	19.2	△ 29.2	10.95**
	仕事に就いていなかった	13.0	11.8	13.8	13.9	0.83
エ 交友	特に問題はなかった	31.8	△ 41.1	28.1	▽ 20.8	29.29***
エ 交友	非行や犯罪をする友人や知人がいた	35.2	35.6	▽ 25.4	△ 49.5	33.42***
	非行や犯罪をする人の誘惑があった	23.5	25.1	▽ 18.3	△ 28.7	8.91*
	暴走族、ギャング、暴力団などの集団に関係していた	16.4	15.2	14.1	△ 22.2	7.07*
	まじめな友人や知人があまりいなかった	18.7	▽ 15.2	19.5	△ 23.6	6.67*
	助けてくれる友人や知人がいなかった	20.4	▽ 14.1	23.7	△ 26.4	16.19***
オ 薬物等	特に問題はなかった	36.3	△ 40.8	△ 41.6	▽ 19.9	32.60***
オ 薬物等	飲酒が習慣になり生活が乱れていた	19.6	▽ 14.4	22.8	24.1	11.40**
	飲酒した時に喧嘩などのトラブルがあった	9.3	7.9	8.4	13.4	5.62
	時々薬物を使用していた	20.9	△ 27.7	▽ 12.9	21.3	23.85***
	薬物をやめられなくなっていた	17.1	△ 21.2	▽ 12.3	17.1	10.04**
	薬物を手に入れるため非行や犯罪をするようになっていた	5.5	4.7	4.8	7.9	3.13
	特に問題はなかった	48.8	48.7	△ 53.6	▽ 41.7	7.47*
カ 余暇	部・クラブ活動に参加しなかった	5.4	4.2	5.4	7.4	2.82
	趣味など打ち込めるものがなかった	20.9	19.9	21.3	22.2	0.49
	退屈してぶらぶらすることが多かった	23.9	20.4	25.7	27.3	4.55
	何となくスマホを操作していることが多かった	28.6	25.9	29.0	32.9	3.30
	ゲームを長時間していた	14.9	12.8	15.3	18.1	3.02
	賭け事やギャンブルが多かった	23.5	▽ 17.0	25.7	△ 31.5	17.53***
キ 生活	特に問題はなかった	26.1	△ 31.2	25.7	▽ 17.6	13.19***
キ 生活	遊び中心で生活が乱れていた	31.7	▽ 27.0	29.9	△ 42.6	16.29***
	金づかいが荒かった	44.6	▽ 38.2	44.0	△ 56.9	19.66***
	ローンや借金が多かった	21.5	▽ 16.5	22.2	△ 29.2	13.30**
	決まった所で暮らしていなかった	11.5	▽ 8.4	12.6	△ 15.3	7.08*
	ひきこもりがちだった	11.7	12.6	10.8	11.6	0.56
ク 性格	特に問題はなかった	23.1	△ 29.6	22.2	▽ 13.0	21.72***
ク 性格	すぐかっとなりやすかった	21.1	18.8	20.4	26.4	4.90
	がまんが足りなかった	63.6	61.3	65.9	64.4	1.70
	落ち着きが足りなかった	23.0	▽ 19.1	20.4	△ 33.8	18.82***
	刺激やスリルが好きだった	22.5	20.4	21.6	27.8	4.56
	悪いことで目立ちたかった	4.9	3.4	4.5	△ 8.3	7.37*
ケ 態度	特に問題はなかった	12.8	15.7	11.4	9.7	5.34
ケ 態度	規則や注意を軽く考えていた	49.8	49.5	△ 45.8	△ 56.5	6.00*
	大人や社会に反発していた	12.1	10.2	▽ 9.3	△ 19.9	16.13***
	つかまってもあまり反省をしなかった	20.3	17.3	19.5	△ 26.9	8.04*
	自分が困っていても素直に助けてもらおうとしなかった	33.4	▽ 29.1	34.4	△ 39.4	6.84*
	他人の気持ちや迷惑に思いやりや関心が足りなかった	39.1	36.4	41.0	40.7	1.94
ケ 態度	特に問題はなかった	10.2	11.5	9.0	9.7	1.32

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
2 総数又は犯罪・非行進度別の実人員に占める各項目に該当した者（重複計上による。）の割合である。
3 ***は $p<.001$ 、**は $p<.01$ 、*は $p<.05$ を示す。 p 値は、 χ^2 検定による漸近有意確率である。
4 △は残差分析の結果、期待値よりも有意に度数が多いことを、▽は少ないことを示す（ $p<.05$ ）。
5 () 内は、実人員である。

続いて、非行少年について、各項目（「その他」を除く。）に該当した者の割合を犯罪・非行進度別に見ると、3-1-3表のとおりである。 χ^2 検定及び残差分析の結果、非行少年においても、犯罪者と同様に、全ての領域において、いずれかの項目で犯罪・非行進度の違いによる有意な差が認められた。「特に問題（影響）はなかった」を除いた項目について、領域別に見ると、家庭・態度の領域では全ての項目で、学校・交友・余暇・生活・性格の領域では四つの項目で、犯罪・非行進度の違いによる有意な差が認められた。また、有意な差が認められたほとんどの項目において、犯罪・非行進度の高群で該当率が有意に高く、低群又は中群で有意に低い傾向が見られた。非行性が比較的進んでいる群で、家庭、態度をはじめとして、広く自身の問題と非行との関連性を認めている者が多い傾向がうかがえる。

3-1-3表

非行少年 各リスク領域の項目（犯罪・非行進度別）

リスク領域・項目		総数 (408)	低群 (148)	中群 (108)	高群 (152)	χ^2 値
ア 家庭	家族の愛情やかかわりが不足していた	16.4	12.8	13.0	△ 22.4	6.24*
	家族の関係が悪かった	16.2	▽ 9.5	14.8	△ 23.7	11.39**
	家族からの暴力・暴言などがあった	9.8	7.4	▽ 3.7	△ 16.4	13.07**
	親の世話やしつけが良くなかった	3.9	▽ 1.4	2.8	△ 7.2	7.40*
	何でも自分の思うように自由にできた	13.7	▽ 8.1	12.0	△ 20.4	9.91**
	特に影響はなかった	57.4	△ 68.2	61.1	▽ 44.1	18.75***
イ 学校	勉強が分からなかった・つまらなかった	34.6	▽ 27.7	27.8	△ 46.1	14.15***
	欠席やさぼりが多かった	27.0	▽ 16.2	26.9	△ 37.5	17.25***
	先生との間にトラブルがあった	17.4	▽ 11.5	13.9	△ 25.7	11.74**
	生徒との関係が悪かった	12.3	10.1	13.9	13.2	1.00
	中退した	15.9	▽ 8.8	14.8	△ 23.7	12.57**
	特に問題はなかった	42.2	△ 56.1	43.5	▽ 27.6	25.00***
ウ 就労	仕事が長続きしなかった・むやみに転職していた	11.3	▽ 6.1	9.3	△ 17.8	10.83**
	雇い主との関係が悪かった	4.9	2.7	3.7	7.9	4.79
	職場の同僚との関係が悪かった	6.1	4.7	5.6	7.9	1.39
	仕事の知識や技能が不足していた	3.7	2.7	1.9	5.9	3.57
	仕事をやる気が不足していた	11.3	▽ 6.8	10.2	△ 16.4	7.21*
	仕事に就いていなかった	3.9	▽ 0.7	6.5	5.3	6.74*
エ 交友	特に問題はなかった	66.2	△ 77.0	68.5	▽ 53.9	18.21***
エ 交友	非行や犯罪をする友人や知人がいた	40.7	▽ 22.3	36.1	△ 61.8	49.87***
	非行や犯罪をする人の誘惑があった	24.8	▽ 10.8	24.1	△ 38.8	31.61***
	暴走族、ギャング、暴力団などの集団に関係していた	10.5	▽ 4.1	6.5	△ 19.7	22.13***
	まじめな友人や知人があまりいなかった	15.7	▽ 9.5	13.9	△ 23.0	10.80**
	助けてくれる友人や知人がいなかった	9.6	8.8	10.2	9.9	0.17
	特に問題はなかった	44.1	△ 63.5	42.6	▽ 26.3	42.22***
オ 薬物等	飲酒が習慣になり生活が乱れていた	12.3	▽ 7.4	8.3	△ 19.7	12.66**
	飲酒した時に喧嘩などのトラブルがあった	8.3	8.8	3.7	11.2	4.69
	時々薬物を使用していた	8.8	▽ 3.4	▽ 3.7	△ 17.8	24.07***
	薬物をやめられなくなっていた	3.4	5.4	2.8	2.0	2.85
	薬物を手に入れるため非行や犯罪をするようになっていた	2.7	2.0	0.9	4.6	3.16
	特に問題はなかった	71.6	△ 79.7	76.9	▽ 59.9	16.55***
カ 余暇	部・クラブ活動に参加しなかった	9.6	▽ 5.4	9.3	△ 13.8	6.15*
	趣味など打ち込めるものがなかった	17.9	14.2	16.7	22.4	3.57
	退屈してぶらぶらすることが多かった	24.3	▽ 14.9	24.1	△ 33.6	14.25***
	何となくスマホを操作していることが多かった	40.4	▽ 27.7	40.7	△ 52.6	19.35***
	ゲームを長時間していた	21.3	18.2	22.2	23.7	1.39
	賭け事やギャンブルが多かった	6.9	4.1	2.8	△ 12.5	12.20**
キ 生活	特に問題はなかった	35.0	△ 48.0	35.2	▽ 22.4	21.60***
キ 生活	遊び中心で生活が乱れていた	45.6	▽ 23.6	45.4	△ 67.1	57.09***
	金づかいが荒かった	31.6	▽ 19.6	▽ 24.1	△ 48.7	33.21***
	ローンや借金が多かった	3.7	2.7	4.6	3.9	0.71
	決まった所で暮らしていなかった	6.9	▽ 0.7	4.6	△ 14.5	23.48***
	ひきこもりがちだった	5.9	8.8	7.4	▽ 2.0	6.90*
ク 性格	特に問題はなかった	37.0	△ 57.4	38.9	▽ 15.8	56.00***
ク 性格	すぐかっとなりやすかった	29.2	▽ 22.3	▽ 21.3	△ 41.4	17.71***
	がまんが足りなかった	49.0	▽ 39.9	45.4	△ 60.5	13.59**
	落ち着きが足りなかった	28.4	23.0	26.9	34.9	5.40
	刺激やスリルが好きだった	19.6	▽ 9.5	16.7	△ 31.6	24.08***
	悪いことで目立ちたかった	12.0	▽ 5.4	7.4	△ 21.7	21.81***
ケ 態度	特に問題はなかった	19.1	△ 32.4	18.5	▽ 6.6	32.45***
ケ 態度	規則や注意を軽く考えていた	51.5	▽ 36.5	47.2	△ 69.1	32.95***
	大人や社会に反発していた	19.1	▽ 6.1	16.7	△ 33.6	37.17***
	つかまってもあまり反省をしなかった	11.5	▽ 5.4	6.5	△ 21.1	21.67***
	自分が困っていても素直に助けてもらおうとしなかった	22.3	▽ 16.2	21.3	△ 28.9	7.10*
	他人の気持ちや迷惑に思いやりや関心が足りなかった	27.2	▽ 18.9	29.6	△ 33.6	8.54*
ケ 態度	特に問題はなかった	21.1	△ 36.5	19.4	▽ 7.2	38.80***

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 総数又は犯罪・非行進度別の実人員に占める各項目に該当した者（重複計上による。）の割合である。

3 ***は $p<.001$ 、**は $p<.01$ 、*は $p<.05$ を示す。 p 値は、 χ^2 検定による漸近有意確率である。ただし、度数が少ない場合は、モンテカルロ法を使用した検定によった。4 △は残差分析の結果、期待値よりも有意に度数が多いことを、▽は少ないことを示す（ $p<.05$ ）。

5 () 内は、実人員である。

なお、 χ^2 検定及び残差分析の結果、犯罪者と非行少年において、有意な差が認められた項目が多かった領域を比較すると、犯罪者では、就労の領域で有意な差が認められた項目が多く、非行少年では、家庭・余暇・性格の三つの領域で有意な差が認められた項目が多かった。

(4) 各リスク領域得点と犯罪・非行進度との関連

各リスク領域において、一つの項目につき1点に換算した上、領域ごとに「特に問題（影響）はなかった」を除いた6項目又は7項目（「その他」を含む。）についての該当得点を合計したものを「リスク領域得点」とした。項目数の違いの影響を勘案し、領域ごとにその平均値を算定したのを見ると、3-1-4表のとおりである。得点の高低は、各領域をどの程度犯罪・非行の原因として認識しているか、その主観的な多寡を反映していると考えられる。

対象者の身分（刑事施設入所者、保護観察対象者（20歳以上の者）、少年鑑別所入所者及び保護観察対象者（少年））ごとのリスク領域得点について一要因分散分析及び多重比較を行った結果、全てのリスク領域で、対象者の身分の違いによる有意な差が認められた。領域別に見ると、次の三つの傾向が見られた。まず、家庭・就労・薬物等では、犯罪者（刑事施設入所者又は保護観察対象者（20歳以上の者））において、非行少年（少年鑑別所入所者又は保護観察対象者（少年））よりも有意に高い傾向にあった。次に、学校・余暇・性格では、少年鑑別所入所者において、他の身分の者よりも有意に高かった。最後に、交友・生活・態度では、保護観察対象者（少年）において、他の身分の者よりも有意に低く、リスク領域得点の合計についても同様であった。犯罪者の2群においては、特に家庭・就労・薬物等の領域について、少年鑑別所入所者においては、特に学校・余暇・性格の領域について、自身の犯罪・非行の原因として認識している傾向が見られる一方、保護観察対象者（少年）においては、他の群よりも、リスク領域全体を通して自身の非行の原因と捉えていない傾向がうかがえる。

3-1-4表

リスク領域別の項目該当数（対象者の身分別）

領 域	犯 罪 者				非行少年				F値
	A：刑事施設入所者 (595)		B：保護観察対象者 (388)		C：少年鑑別所入所者 (184)		D：保護観察対象者 (252)		
	平均	標準偏差	平均	標準偏差	平均	標準偏差	平均	標準偏差	
ア 家 庭 (6項目)	1.02	1.14	1.10	1.09	0.82	1.22	0.48	0.77	$F(3、584.73) = 30.03^{***}$ D<A、B、C C<B
イ 学 校 (6項目)	0.96	1.10	0.94	1.12	1.38	1.40	0.85	1.11	$F(3、552.37) = 6.39^{***}$ A、B、D<C
ウ 就 労 (7項目)	1.13	1.14	1.13	1.21	0.49	0.94	0.35	0.75	$F(3、610.97) = 63.00^{***}$ C、D<A C、D<B
エ 交 友 (6項目)	1.21	1.30	1.09	1.23	1.33	1.23	0.78	1.09	$F(3、583.30) = 10.78^{***}$ D<A、B、C
オ 薬物等 (6項目)	0.79	1.03	0.66	0.97	0.46	0.89	0.29	0.75	$F(3、598.92) = 23.51^{***}$ C<A D<A、B
カ 余 暇 (7項目)	1.21	1.16	1.19	1.11	1.47	1.34	0.97	1.14	$F(3、559.38) = 5.73^{***}$ A、B<C D<A、C
キ 生 活 (6項目)	1.21	1.03	1.28	1.09	1.17	0.97	0.76	0.87	$F(3、1,415) = 15.06^{***}$ D<A、B、C
ク 性 格 (6項目)	1.41	1.08	1.37	1.08	1.68	1.19	1.22	1.24	$F(3、1,415) = 6.11^{***}$ A、B、D<C
ケ 態 度 (6項目)	1.54	1.12	1.53	1.18	1.61	1.19	1.07	1.12	$F(3、566.05) = 12.82^{***}$ D<A、B、C
合 計	10.48	6.82	10.30	7.08	10.42	7.00	6.77	6.46	$F(3、1,415) = 19.51^{***}$ D<A、B、C

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 ***は $p < .001$ 、**は $p < .01$ 、*は $p < .05$ を示す。

3 等分散性が認められなかった項目については、Welchの検定を行った。多重比較は、Bonferroniの方法によった。

4 () 内は、実人員である。

続いて、各リスク領域得点の平均値を犯罪・非行進度別に見ると、3-1-5表のとおりである。まず、犯罪者について見ると、犯罪・非行進度（低群・中群・高群）ごとのリスク領域得点について一要因分散分析及び多重比較を行った結果、全てのリスク領域得点について、犯罪・非行進度の違いによる有意な差が認められた。犯罪・非行進度による違いを見ると、まず、全般的な傾向として、高群が他の2群よりも有意に高い傾向にあり、低群、中群のいずれか又は両方よりも有意に高かった。低群と中群では、就労・余暇・生活で、中群が低群よりも有意に高く、その他の領域では有意な差は認められなかった。犯罪性が比較的進んだ群では、全ての領域を、自身の犯罪の原因として認識している傾向がうかがえる。一方、犯罪性が比較的進んでいない群では、就労・余暇・生活といった金銭や時間の使い方との関連が深いと思われる領域（各領域内で該当率が高い項目については、3-1-1表参照）について、犯罪の原因として低く見積もっている傾向が見られ、犯罪性の進度の違いによって原因認識に違いが生じていることが示唆された。

続いて、非行少年について見ると、犯罪・非行進度（低群・中群・高群）ごとのリスク領域得点について一要因分散分析及び多重比較を行った結果、全てのリスク領域得点について、犯罪・非行進度の違いによる有意な差が認められた。犯罪・非行進度による違いを見ると、高群は、全ての領域で他の2群よりも有意に高かった。低群と中群は、交友・生活・態度で、中群が低群よりも有意に高かったが、その他の領域では、有意な差が認められなかった。犯罪者と同様、非行少年においても、非行性が比較的進んだ群は、全ての領域について、自身の非行の原因として認識している傾向がうかがえる。一方、非行性が比較的進んでいない群は、交友・生活・態度といった不健全な生活態度に関連が深いと思われる領域（各領域内で該当率が高い項目については、3-1-1表参照）について、非行の原因として低く見積もっている傾向が見られ、非行性の進度の違いによって原因認識に違いが生じていることが示唆された。

3-1-5表

リスク領域別の項目該当数（犯罪・非行進度別）

① 犯罪者

領 域	低 群 (382)		中 群 (334)		高 群 (216)		F値
	平均	標準偏差	平均	標準偏差	平均	標準偏差	
ア 家 庭 (6項目)	0.91	1.06	1.09	1.09	1.31	1.23	$F(2, 524.37) = 8.27^{***}$ 低<高
イ 学 校 (6項目)	0.79	1.00	0.87	1.08	1.37	1.19	$F(2, 522.44) = 18.41^{***}$ 低、中<高
ウ 就 労 (7項目)	0.91	1.08	1.17	1.08	1.49	1.34	$F(2, 515.10) = 15.86^{***}$ 低<中 低、中<高
エ 交 友 (6項目)	1.07	1.22	1.04	1.26	1.54	1.33	$F(2, 929) = 12.25^{***}$ 低、中<高
オ 薬物等 (6項目)	0.78	1.02	0.63	0.94	0.88	1.06	$F(2, 929) = 4.15^*$ 中<高
カ 余 暇 (7項目)	1.04	1.10	1.27	1.18	1.44	1.13	$F(2, 543.01) = 9.55^{***}$ 低<中、高
キ 生 活 (6項目)	1.06	0.98	1.25	1.05	1.58	1.12	$F(2, 527.43) = 16.31^{***}$ 低<中 低、中<高
ク 性 格 (6項目)	1.28	1.04	1.39	1.00	1.67	1.18	$F(2, 525.48) = 8.10^{***}$ 低、中<高
ケ 態 度 (6項目)	1.45	1.10	1.53	1.05	1.85	1.29	$F(2, 520.71) = 7.51^{***}$ 低、中<高
合 計	9.28	6.47	10.25	6.64	13.11	7.30	$F(2, 929) = 22.73^{***}$ 低、中<高

② 非行少年

領 域	低 群 (148)		中 群 (108)		高 群 (152)		F値
	平均	標準偏差	平均	標準偏差	平均	標準偏差	
ア 家 庭 (6項目)	0.43	0.76	0.50	0.87	0.99	1.24	$F(2, 251.09) = 11.34^{***}$ 低、中<高
イ 学 校 (6項目)	0.77	1.11	0.99	1.21	1.50	1.36	$F(2, 254.88) = 13.12^{***}$ 低、中<高
ウ 就 労 (7項目)	0.25	0.67	0.37	0.80	0.63	1.01	$F(2, 249.49) = 7.48^{***}$ 低、中<高
エ 交 友 (6項目)	0.59	0.99	0.94	1.06	1.55	1.25	$F(2, 256.03) = 27.01^{***}$ 低<中 低、中<高
オ 薬物等 (6項目)	0.28	0.81	0.21	0.63	0.58	0.92	$F(2, 268.15) = 7.69^{***}$ 低、中<高
カ 余 暇 (7項目)	0.84	1.04	1.16	1.28	1.63	1.33	$F(2, 249.11) = 16.07^{***}$ 低、中<高
キ 生 活 (6項目)	0.57	0.76	0.87	0.92	1.38	0.93	$F(2, 405) = 33.69^{***}$ 低<中 低、中<高
ク 性 格 (6項目)	1.07	1.05	1.26	0.98	1.95	1.33	$F(2, 262.45) = 21.08^{***}$ 低、中<高
ケ 態 度 (6項目)	0.85	0.87	1.24	1.10	1.89	1.28	$F(2, 246.75) = 33.92^{***}$ 低<中 低、中<高
合 計	5.65	5.54	7.54	5.64	12.09	7.49	$F(2, 258.73) = 36.07^{***}$ 低、中<高

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 ***は $p<.001$ 、**は $p<.01$ 、*は $p<.05$ を示す。

3 等分散性が認められなかった項目については、Welchの検定を行った。多重比較は、Bonferroniの方法によった。

4 () 内は、実人員である。

(5) 主観的原因認識水準と各種満足度との関連

各リスク領域についてどのくらい自身の犯罪・非行の原因として認識しているかの程度によって、社会生活上の各種満足度に違いがあるかを把握するため、各リスク領域得点の高低によって分類するための基準を「主観的原因認識水準」とし、合計得点の分布に応じ、最低点から下位25%の者が含まれる得点（5点）を主観的原因認識水準の低群（436人、30.7%）、最高点から上位25%の者が含まれる得点域（14～45点）を同高群（360人、25.4%）、これらの間となる得点域（6～13点）を同中群（623人、43.9%）（以下「低水準群」、「中水準群」、「高水準群」という。）とした。犯罪者・非行少年別に、主観的原因認識水準と各種満足度（家庭生活に対する満足度（Q1）、友人関係に対する満足度（Q3）、社会に対する満足度（Q10）及び自分の生き方に対する満足度（Q27））との関係を見ると、**3-1-6表**のとおりである。

まず、家庭生活に対する満足度（Q1）との関連を見ると、 χ^2 検定及び残差分析の結果、犯罪者・非行少年共に、低水準群で「満足」の構成比が有意に高く、「不満」の構成比が有意に低かった。また、高水準群で「不満」の構成比が有意に高く、「満足」の構成比が有意に低かつ

た。犯罪者では、中水準群で、「不満」の構成比が有意に低かった。

次に、友人関係に対する満足度（Q3）との関連を見ると、 χ^2 検定及び残差分析の結果、犯罪者・非行少年共に、低水準群で「満足」の構成比が有意に高く、「不満」の構成比が有意に低かった。また、高水準群で「不満」の構成比が有意に高く、「満足」の構成比が有意に低かった。犯罪者では、中水準群で、「不満」の構成比が有意に低かった。

続いて、社会に対する満足度（Q10）との関連を見ると、 χ^2 検定及び残差分析の結果、犯罪者・非行少年共に、低水準群で「満足」の構成比が有意に高く、「不満」の構成比が有意に低かった。また、高水準群で「不満」の構成比が有意に高く、「満足」の構成比が有意に低かった。

最後に、自分の生き方に対する満足度（Q27）との関連を見ると、 χ^2 検定及び残差分析の結果、犯罪者・非行少年共に、低水準群で「満足」の構成比が有意に高く、「不満」の構成比が有意に低く、高水準群で「不満」の構成比が有意に高かった。非行少年では、高水準群で、「満足」の構成比が有意に低かった。

主観的原因認識水準と各種満足度との関連を全般的に見ると、各リスク領域について犯罪・非行の原因として低く見積もっている群は、各種満足度が高く、高く見積もっている群は、各種満足度が低い傾向にあった。家庭や友人関係、社会といった周囲の環境や自分の生き方への満足度と、家庭・交友・生活等を含む各リスク領域について自身の犯罪・非行の原因としてどの程度認識しているかとの間には、関連があることが示唆された。

3-1-6表

主観的原因認識水準と各種満足度の関連（犯罪者・非行少年別）

① 家庭生活に対する満足度（Q1）

区 分	主観的原因認識水準	総 数	満 足	どちらとも言えない	不 満	χ^2 値
犯 罪 者	低 水 準 群	246 (100.0)	△ 151 (61.4)	▽ 73 (29.7)	▽ 22 (8.9)	30.75***
	中 水 準 群	439 (100.0)	226 (51.5)	△ 165 (37.6)	▽ 48 (10.9)	
	高 水 準 群	271 (100.0)	▽ 121 (44.6)	90 (33.2)	△ 60 (22.1)	
非行少年	低 水 準 群	178 (100.0)	△ 157 (88.2)	17 (9.6)	▽ 4 (2.2)	24.72***
	中 水 準 群	170 (100.0)	131 (77.1)	24 (14.1)	15 (8.8)	
	高 水 準 群	81 (100.0)	▽ 52 (64.2)	15 (18.5)	△ 14 (17.3)	

② 友人関係に対する満足度（Q3）

区 分	主観的原因認識水準	総 数	満 足	どちらとも言えない	不 満	χ^2 値
犯 罪 者	低 水 準 群	245 (100.0)	△ 151 (61.6)	▽ 85 (34.7)	▽ 9 (3.7)	64.65***
	中 水 準 群	444 (100.0)	206 (46.4)	△ 204 (45.9)	▽ 34 (7.7)	
	高 水 準 群	272 (100.0)	▽ 104 (38.2)	110 (40.4)	△ 58 (21.3)	
非行少年	低 水 準 群	181 (100.0)	△ 156 (86.2)	22 (12.2)	▽ 3 (1.7)	18.80***
	中 水 準 群	169 (100.0)	136 (80.5)	25 (14.8)	8 (4.7)	
	高 水 準 群	81 (100.0)	▽ 56 (69.1)	14 (17.3)	△ 11 (13.6)	

③ 社会に対する満足度（Q10）

区 分	主観的原因認識水準	総 数	満 足	どちらとも言えない	不 満	χ^2 値
犯 罪 者	低 水 準 群	240 (100.0)	△ 75 (31.3)	138 (57.5)	▽ 27 (11.3)	31.18***
	中 水 準 群	438 (100.0)	95 (21.7)	264 (60.3)	79 (18.0)	
	高 水 準 群	272 (100.0)	▽ 50 (18.4)	145 (53.3)	△ 77 (28.3)	
非行少年	低 水 準 群	175 (100.0)	△ 102 (58.3)	62 (35.4)	▽ 11 (6.3)	33.45***
	中 水 準 群	163 (100.0)	73 (44.8)	61 (37.4)	29 (17.8)	
	高 水 準 群	81 (100.0)	▽ 22 (27.2)	35 (43.2)	△ 24 (29.6)	

④ 自分の生き方に対する満足度（Q27）

区 分	主観的原因認識水準	総 数	満 足	どちらとも言えない	不 満	χ^2 値
犯 罪 者	低 水 準 群	231 (100.0)	△ 66 (28.6)	99 (42.9)	▽ 66 (28.6)	19.24***
	中 水 準 群	433 (100.0)	80 (18.5)	190 (43.9)	163 (37.6)	
	高 水 準 群	273 (100.0)	52 (19.0)	▽ 99 (36.3)	△ 122 (44.7)	
非行少年	低 水 準 群	173 (100.0)	△ 102 (59.0)	▽ 47 (27.2)	▽ 24 (13.9)	18.57***
	中 水 準 群	165 (100.0)	71 (43.0)	△ 65 (39.4)	29 (17.6)	
	高 水 準 群	80 (100.0)	▽ 30 (37.5)	26 (32.5)	△ 24 (30.0)	

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
2 各満足度が不詳の者を除く。
3 「満足」は、「満足」及び「やや満足」を合計した構成比であり、「不満」は、「不満」及び「やや不満」を合計した構成比である。
4 主観的原因認識水準は、Q15の合計得点の分布に応じ、最低点から下位25%の者が含まれる得点域（0～5点）を「低水準群」、最高点から上位25%の者が含まれる得点域（14～45点）を「高水準群」、これらの間となる得点域（6～13点）を「中水準群」としている。
5 ***は $p<.001$ 、**は $p<.01$ 、*は $p<.05$ を示す。 p 値は、 χ^2 検定による漸近有意確率である。
6 △は残差分析の結果、期待値よりも有意に度数が多いことを、▽は少ないことを示す（ $p<.05$ ）。
7 () 内は、構成比である。

2 処分の重さに対する意識と処分後の態度

Q18 (Q17で「ある：少年のときの保護観察処分(少年院仮退院後の保護観察は除く)」と答えた人だけ答えてください。

何回か処分経験のある人はいちばん最近の処分のことを考えて答えてください。)

あてはまる番号に○をひとつだけつけてください。

ア 処分を言い渡されたときはどう思いましたか

- 1 軽い 2 適当 3 重い

イ 保護観察を受けていたときの態度はどうでしたか

- 1 まじめに指導を受け、立ち直ろうと努力していた。
2 まじめなときと、ふまじめになったときがあった。
3 あまりまじめに指導を受けなかった。

Q19 (Q17で「ある：少年院送致」と答えた人だけ答えてください。

何回か処分経験のある人はいちばん最近の処分のことを考えて答えてください。)

あてはまる番号に○をひとつだけつけてください。

ア 処分を言い渡されたときはどう思いましたか

- 1 軽い 2 適当 3 重い

イ 少年院で指導を受けていたときの態度はどうでしたか

- 1 まじめに指導を受け、立ち直ろうと努力していた。
2 まじめなときと、ふまじめになったときがあった。
3 あまりまじめに指導を受けなかった。

Q20 (Q17で「ある：罰金」と答えた人だけ答えてください。

何回か処分経験のある人はいちばん最近の処分のことを考えて答えてください。)

あてはまる番号に○をひとつだけつけてください。

ア 処分を言い渡されたときはどう思いましたか

- 1 軽い 2 適当 3 重い

イ 罰金を払いましたか

- 1 払った（労役を含む） 2 払わなかった 3 その他（ ）

ウ 処分後の態度はどうでしたか

- 1 まじめに立ち直ろうと努力していた。
2 まじめなときと、ふまじめになったときがあった。
3 あまりまじめに生活していなかった。

Q21 （Q17で「ある：執行猶予」と答えた人だけ答えてください。

何回か処分経験のある人はいちばん最近の処分のことを考えて答えてください。）

あてはまる番号に○をひとつだけつけてください。

ア 保護観察は付いていましたか

- 1 はい 2 いいえ

イ 処分を言い渡されたときはどう思いましたか

- 1 軽い 2 適当 3 重い

ウ 執行猶予中の態度はどうでしたか

- 1 まじめに立ち直ろうと努力していた。
2 まじめなときと、ふまじめになったときがあった。
3 あまりまじめに生活していなかった。

Q22 （Q17で「ある：実刑（懲役・禁錮・一部執行猶予など）」と答えた人だけ答えてください。

何回か処分経験のある人はいちばん最近の処分のことを考えて答えてください。）

あてはまる番号に○をひとつだけつけてください。

ア 処分を言い渡されたときはどう思いましたか

- 1 軽い 2 適当 3 重い

イ 受刑中の態度はどうでしたか

- 1 まじめに指導を受け、立ち直ろうと努力していた。
2 まじめなときと、ふまじめになったときがあった。
3 あまりまじめに指導を受けなかった。

(1) 処分の重さに対する意識

ア 対象者の身分別の比較

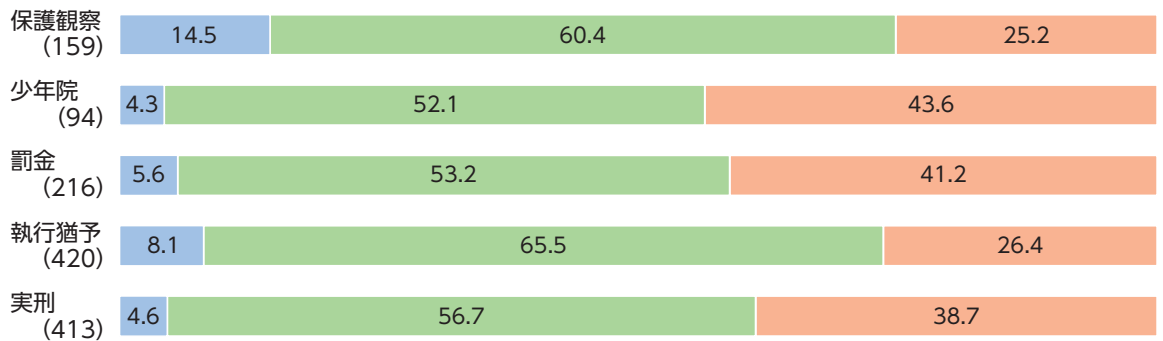
調査対象者のうち、保護処分歴（児童自立支援施設・児童養護施設送致歴のみを有する者を除く。）又は罰金以上の刑事処分歴を有すると回答した者について、直近の各処分の重さに対する意識の構成比を犯罪者・非行少年別に見ると、3-2-1図のとおりである。

犯罪者・非行少年共に、保護観察処分（1号観察）について「軽い」に該当した者の構成比と少年院送致について「重い」に該当した者の構成比が高かった。犯罪者は、各処分について「適当」に該当した者の構成比が半分を超えているものの、非行少年は、いずれの処分についても「適当」に該当した者の構成比が犯罪者に比べて低く、「重い」に該当した者の構成比が高かった。特に、少年院送致について「重い」に該当した者の構成比を犯罪者と非行少年で比較すると、非行少年の方が23.0pt高かった。 χ^2 検定及び残差分析の結果、犯罪者に関しては、少年院送致、罰金及び実刑について「重い」に該当した者の構成比が有意に高く、保護観察及び執行猶予について「重い」に該当した者の構成比は有意に低かった。非行少年に関しても、犯罪者同様、少年院送致について「重い」に該当した者の構成比が有意に高かった。収容を伴う刑事処分（実刑）や保護処分（少年院送致）については、犯罪者・非行少年共に処分の重さに対する納得度が低く、さらに、非行少年は、犯罪者に比べ、保護観察と少年院送致のいずれについても、納得度が低いことがうかがえる。

3-2-1 図

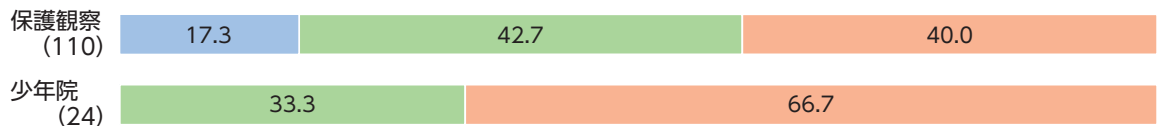
処分の重さに対する意識（対象者の身分別）

① 犯罪者



$\chi^2(8)=43.02, p<.001$

② 非行少年



$\chi^2(2)=7.70, p=.021$



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 処分の重さに対する意識が不詳の者を除く。
 3 複数の処分を有する場合は、それぞれについて回答を求め、同じ処分を複数回受けている場合は、直近のものについて回答を求めた。
 4 () 内は、実人員である。
 5 非行少年の処分のうち罰金歴を有する者4人については分析から除外した。

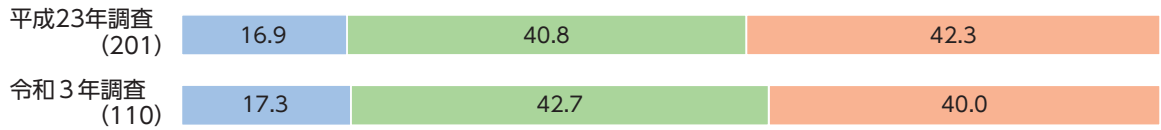
イ 前回までの調査との比較

本質問は平成23年調査における新設項目であるため、2回分の比較を行った。少年鑑別所入所者について、今回及び前回の調査結果を比較すると、3-2-2図のとおりである。今回及び前回の調査結果に顕著な差はなく、保護観察について「重い」、「適当」に該当する者の構成比はいずれも40%台であり、少年院送致について「重い」に該当する者の構成比はいずれも60%台、「適当」に該当する者の構成比はいずれも30%台であった。

3-2-2図

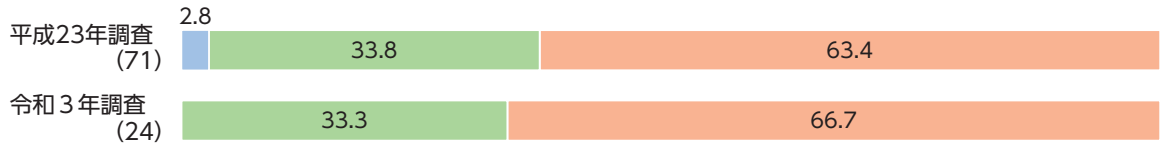
少年鑑別所入所者 処分の重さに対する意識（前回までの調査との比較）

① 保護観察



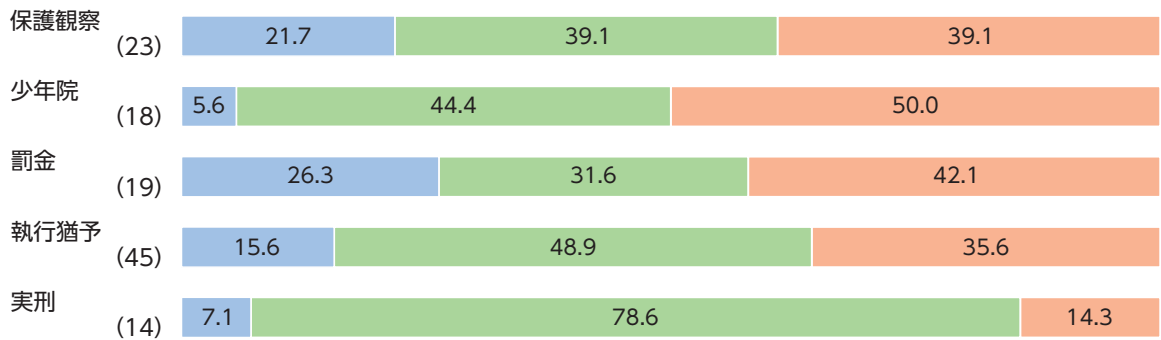
$\chi^2(2)=0.16$ 、 $p=.924$

② 少年院



モンテカルロ法 $p=1.000$

【参考 若年犯罪者（刑事施設入所者）】



モンテカルロ法 $p=.229$



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 処分の重さに対する意識が不詳の者を除く。
 3 複数の処分を有する場合は、それぞれについて回答を求め、同じ処分を複数回受けている場合は、直近のものについて回答を求めた。
 4 () 内は、実人員である。
 5 非行少年の処分のうち罰金歴を有する者4人については分析から除外した。

ウ 犯罪者・非行少年別及び犯罪・非行進度別の比較

直近の各処分の重さに対する意識の構成比を犯罪者・非行少年別、犯罪・非行進度別に見ると、3-2-3表のとおりである。直近の保護観察の重さに対する非行少年の意識を比較すると、低群は、中群・高群よりも、「軽い」に該当した者の構成比が低く、「重い」に該当した者の構成比が高かった。 χ^2 検定及び残差分析の結果、罰金の重さについて、高群の犯罪者は、低群・中群よりも、「軽い」に該当した者の構成比が有意に高く、「適当」に該当した者の構成比が有意に低かった。高群の犯罪者は、結果的に罰金刑を言い渡された犯罪につき、より重い刑を言い渡されることを覚悟していたため、罰金刑を相対的に軽く感じた可能性が考えられる。

3-2-3表

処分の重さに対する意識（犯罪者・非行少年別、犯罪・非行進度別）

① 保護観察

区 分	犯罪・非行進度	総 数	軽 い	適 当	重 い	χ^2 値
犯 罪 者	低 群	62 (100.0)	6 (9.7)	42 (67.7)	14 (22.6)	4.06
	中 群	44 (100.0)	10 (22.7)	23 (52.3)	11 (25.0)	
	高 群	47 (100.0)	7 (14.9)	28 (59.6)	12 (25.5)	
非行少年	低 群	31 (100.0)	2 (6.5)	12 (38.7)	17 (54.8)	5.05
	中 群	24 (100.0)	5 (20.8)	11 (45.8)	8 (33.3)	
	高 群	53 (100.0)	11 (20.8)	23 (43.4)	19 (35.8)	

② 少年院

区 分	犯罪・非行進度	総 数	軽 い	適 当	重 い	χ^2 値
犯 罪 者	低 群	34 (100.0)	2 (5.9)	20 (58.8)	12 (35.3)	3.32
	中 群	21 (100.0)	-	11 (52.4)	10 (47.6)	
	高 群	36 (100.0)	2 (5.6)	15 (41.7)	19 (52.8)	
非行少年	低 群	5 (100.0)	-	2 (40.0)	3 (60.0)	0.76
	中 群	1 (100.0)	-	-	1 (100.0)	
	高 群	18 (100.0)	-	6 (33.3)	12 (66.7)	

③ 罰金

区 分	犯罪・非行進度	総 数	軽 い	適 当	重 い	χ^2 値
犯 罪 者	低 群	74 (100.0)	▽ 1 (1.4)	39 (52.7)	34 (45.9)	18.61***
	中 群	74 (100.0)	▽ 1 (1.4)	△ 47 (63.5)	26 (35.1)	
	高 群	61 (100.0)	△ 10 (16.4)	▽ 24 (39.3)	27 (44.3)	

④ 執行猶予

区 分	犯罪・非行進度	総 数	軽 い	適 当	重 い	χ^2 値
犯 罪 者	低 群	158 (100.0)	10 (6.3)	110 (69.6)	38 (24.1)	5.03
	中 群	139 (100.0)	14 (10.1)	92 (66.2)	33 (23.7)	
	高 群	113 (100.0)	10 (8.8)	66 (58.4)	37 (32.7)	

⑤ 実刑

区 分	犯罪・非行進度	総 数	軽 い	適 当	重 い	χ^2 値
犯 罪 者	低 群	156 (100.0)	2 (1.3)	98 (62.8)	56 (35.9)	9.47
	中 群	138 (100.0)	9 (6.5)	79 (57.2)	50 (36.2)	
	高 群	101 (100.0)	6 (5.9)	49 (48.5)	46 (45.5)	

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 処分の重さに対する意識が不詳の者を除く。
 3 複数の処分を有する場合は、それぞれについて回答を求め、同じ処分を複数回受けている場合は、直近のものについて回答を求めた。
 4 ***は $p<.001$ 、**は $p<.01$ 、*は $p<.05$ を示す。 p 値は、 χ^2 検定による漸近有意確率である。ただし、度数が少ない場合は、モンテカルロ法を使用した検定によった。
 5 △は残差分析の結果、期待値よりも有意に度数が多いことを、▽は少ないことを示す ($p<.05$)。
 6 () 内は、構成比である。
 7 非行少年の処分のうち罰金歴を有する4人については分析から除外した。

(2) 処分後の態度

ア 対象者の身分別の比較

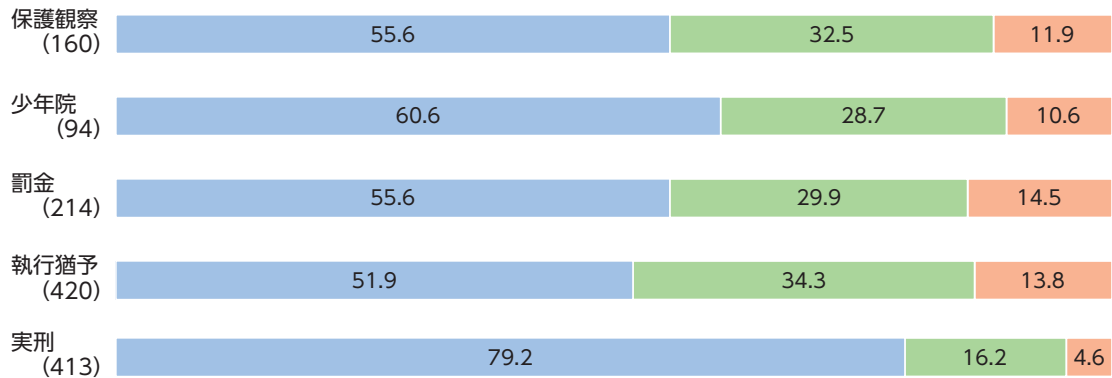
保護処分又は刑事処分歴を有すると回答した者について、直近の処分中の態度（罰金については、罰金後の態度。以下この項において同じ。）の構成比を犯罪者・非行少年別に見ると、3-2-4図のとおりである。

犯罪者では、保護観察、少年院、罰金及び執行猶予については、受けた処分による態度の違いはそれほどなく、「まじめに指導を受け、立ち直ろうと努力していた」又は「まじめに立ち直ろうと努力していた」の構成比が50%台から60%台であり、「あまりまじめに指導を受けなかった」又は「あまりまじめに生活していなかった」の構成比が10%台前半であった。一方、実刑については、「まじめに指導を受け、立ち直ろうと努力していた（まじめに立ち直ろうと努力していた）」の構成比は79.2%であり、 χ^2 検定及び残差分析の結果、その構成比は有意に高く、「あまりまじめに指導を受けなかった（あまりまじめに生活していなかった）」の構成比も4.6%と有意に低かった。非行少年では、単純比較すると、「あまりまじめに指導を受けなかった」の構成比は、保護観察が8.2%のところ、少年院が23.8%と約3倍高かった。身柄を拘禁されている点において実刑と少年院送致は共通しているところ、実刑の犯罪者は、「まじめに指導を受け、立ち直ろうと努力していた（まじめに立ち直ろうと努力していた）」の該当率が他と比べ有意に高く、少年院の非行少年では有意な差が認められなかった。ただし、今回の調査については、少年院歴を有すると回答した者が21人と標本が小さいことに留意する必要がある。

3-2-4 図

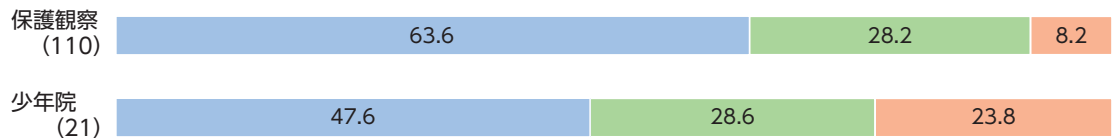
処分後の態度（対象者の身分別）

① 犯罪者



$\chi^2(8)=78.79, p<.001$

② 非行少年



$\chi^2(2)=4.77, p=.092$

■ まじめに指導を受け、立ち直ろうと努力していた（まじめに立ち直ろうと努力していた）
 ■ まじめなときと、ふまじめになったときがあった
 ■ あまりまじめに指導を受けなかった（あまりまじめに生活していなかった）

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 「処分後の態度」は、各処分中（罰金については、罰金後）の態度である。
 3 処分後の態度が不詳の者を除く。
 4 複数の処分を有する場合は、それぞれについて回答を求め、同じ処分を複数回受けている場合は、直近のものについて回答を求めた。
 5 凡例中、「まじめに立ち直ろうと努力していた」及び「あまりまじめに生活していなかった」は、罰金又は執行猶予に対する態度の選択肢である。
 6 ()内は、実人員である。
 7 非行少年の処分のうち罰金歴を有する者4人については分析から除外した。

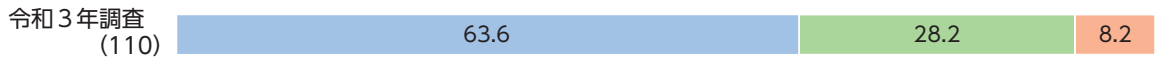
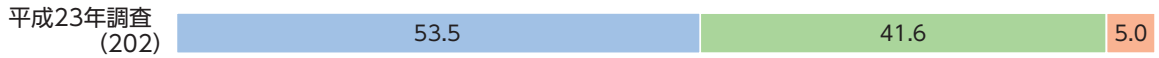
イ 前回までの調査との比較

本質問は平成23年調査における新設項目であるため、2回分の比較を行った。少年鑑別所入所者について、今回及び平成23年の調査結果を比較すると、**3-2-5図**のとおりである。令和3年調査では、保護観察に関しては、「まじめに指導を受け、立ち直ろうと努力していた」の構成比が10.2pt上昇した一方、「あまりまじめに指導を受けなかった」の構成比も3.2pt上昇した。少年院については、「あまりまじめに指導を受けなかった」の構成比が前回調査から、大きく増加して23.8%となり、 χ^2 検定及び残差分析の結果、有意に高かった。ただし、令和3年調査については、少年院歴を有すると回答した者が21人と標本が小さいことに留意する必要がある。

3-2-5 図

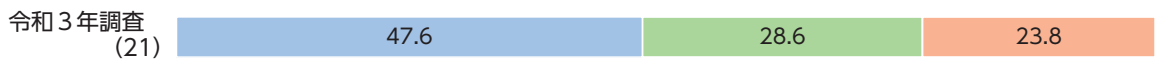
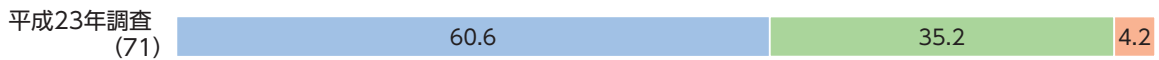
少年鑑別所入所者 処分後の態度（前回までの調査との比較）

① 保護観察



$\chi^2(2)=5.98$ 、 $p=.050$

② 少年院



$\chi^2(2)=7.83$ 、 $p=.020$

【参考 若年犯罪者（刑事施設入所者）】



モンテカルロ法 $p=.026$

- まじめに指導を受け、立ち直ろうと努力していた（まじめに立ち直ろうと努力していた）
- まじめなときと、ふまじめになったときがあった
- あまりまじめに指導を受けなかった（あまりまじめに生活していなかった）

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 「処分後の態度」は、各処分中（罰金については、罰金後）の態度である。
 3 処分後の態度が不詳の者を除く。
 4 複数の処分を有する場合は、それぞれについて回答を求め、同じ処分を複数回受けている場合は、直近のものについて回答を求めた。
 5 凡例中、「まじめに立ち直ろうと努力していた」及び「あまりまじめに生活していなかった」は、罰金又は執行猶予に対する態度の選択肢である。
 6 ()内は、実人員である。
 7 非行少年の処分のうち罰金歴を有する者4人については分析から除外した。

ウ 犯罪者・非行少年別及び犯罪・非行進度別の比較

直近の各処分中の態度の構成比を犯罪者・非行少年別、犯罪・非行進度別に見ると、3-2-6表のとおりである。保護観察については、犯罪者・非行少年共に、犯罪・非行進度が上がるにつれ、「まじめに指導を受け、立ち直ろうと努力していた」の構成比が低くなる傾向が見られた。特に、低群の非行少年では、「まじめに指導を受け、立ち直ろうと努力していた」の構成比が80.6%であった。少年院についても、犯罪者の犯罪進度が上がるにつれ、「まじめに指導を受け、立ち直ろうと努力していた」の構成比が低くなる傾向が見られ、高群の犯罪者では、「まじめに指導を受け、立ち直ろうと努力していた」の構成比が55.6%であった。罰金については、犯罪者の犯罪進度が上がるにつれ、「あまりまじめに生活していなかった」の構成比が高くなる傾向が見られた。実刑については、高群の犯罪者では、「まじめに指導を受け、立ち直ろうと努力していた」の構成比が、低群・中群よりもやや低い傾向が見られた。総じて、犯罪・非行進度が上がるにつれ、更生への意欲が減退していることが示唆された。

3-2-6表

処分後の態度（犯罪者・非行少年別、犯罪・非行進度別）

① 保護観察

区 分	犯罪・非行進度	総 数	まじめに指導を受け、 立ち直ろうと努力していた	まじめなときと、 ふまじめになったときがあった	あまりまじめに 指導を受けなかった	χ^2 値
犯 罪 者	低 群	65 (100.0)	40 (61.5)	21 (32.3)	4 (6.2)	7.73
	中 群	43 (100.0)	28 (65.1)	10 (23.3)	5 (11.6)	
	高 群	46 (100.0)	20 (43.5)	17 (37.0)	9 (19.6)	
非行少年	低 群	31 (100.0)	△ 25 (80.6)	▽ 3 (9.7)	3 (9.7)	9.17*
	中 群	22 (100.0)	14 (63.6)	7 (31.8)	1 (4.5)	
	高 群	55 (100.0)	▽ 29 (52.7)	△ 21 (38.2)	5 (9.1)	

② 少年院

区 分	犯罪・非行進度	総 数	まじめに指導を受け、 立ち直ろうと努力していた	まじめなときと、 ふまじめになったときがあった	あまりまじめに 指導を受けなかった	χ^2 値
犯 罪 者	低 群	34 (100.0)	24 (70.6)	8 (23.5)	2 (5.9)	4.03
	中 群	21 (100.0)	12 (57.1)	5 (23.8)	4 (19.0)	
	高 群	36 (100.0)	20 (55.6)	13 (36.1)	3 (8.3)	
非行少年	低 群	4 (100.0)	2 (50.0)	1 (25.0)	1 (25.0)	1.77
	中 群	1 (100.0)	1 (100.0)	-	-	
	高 群	16 (100.0)	7 (43.8)	5 (31.3)	4 (25.0)	

③ 罰金

区 分	犯罪・非行進度	総 数	まじめに立ち直ろうと 努力していた	まじめなときと、 ふまじめになったときがあった	あまりまじめに 生活していなかった	χ^2 値
犯 罪 者	低 群	75 (100.0)	41 (54.7)	27 (36.0)	7 (9.3)	4.63
	中 群	74 (100.0)	44 (59.5)	19 (25.7)	11 (14.9)	
	高 群	59 (100.0)	31 (52.5)	16 (27.1)	12 (20.3)	

④ 執行猶予

区 分	犯罪・非行進度	総 数	まじめに立ち直ろうと 努力していた	まじめなときと、 ふまじめになったときがあった	あまりまじめに 生活していなかった	χ^2 値
犯 罪 者	低 群	157 (100.0)	87 (55.4)	50 (31.8)	20 (12.7)	1.58
	中 群	139 (100.0)	74 (53.2)	46 (33.1)	19 (13.7)	
	高 群	113 (100.0)	54 (47.8)	42 (37.2)	17 (15.0)	

⑤ 実刑

区 分	犯罪・非行進度	総 数	まじめに指導を受け、 立ち直ろうと努力していた	まじめなときと、 ふまじめになったときがあった	あまりまじめに 指導を受けなかった	χ^2 値
犯 罪 者	低 群	154 (100.0)	124 (80.5)	21 (13.6)	9 (5.8)	4.92
	中 群	139 (100.0)	114 (82.0)	19 (13.7)	6 (4.3)	
	高 群	102 (100.0)	75 (73.5)	23 (22.5)	4 (3.9)	

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 「処分後の態度」は、各処分中（罰金については、罰金後）の態度である。
 3 処分後の態度が不詳の者を除く。
 4 複数の処分を有する場合は、それぞれについて回答を求め、同じ処分を複数回受けている場合は、直近のものについて回答を求めた。
 5 ***は $p<.001$ 、**は $p<.01$ 、*は $p<.05$ を示す。 p 値は、 χ^2 検定による漸近有意確率である。ただし、度数が少ない場合は、モンテカルロ法を使用した検定によった。
 6 △は残差分析の結果、期待値よりも有意に度数が多いことを、▽は少ないことを示す（ $p<.05$ ）。
 7 () 内は、構成比である。
 8 非行少年の処分のうち罰金歴を有する4人については分析から除外した。

3 処分を受けて役に立ったことに関する認識

Q23 Q17で「(処分を受けたことが) ある」と答えた人だけ答えてください。

その(それらの)処分を受けてあなたの役にたったことは何ですか。

あてはまる番号に○をいくつでもつけてください。

- 1 処分の厳しさを知ったこと
- 2 社会のルールや責任を考えるようになったこと
- 3 非行や犯罪に陥るパターンが分かったこと
- 4 被害者や自分の与えた被害のことをよく考えるようになったこと
- 5 学業や仕事に関する知識や技能が高まったこと
- 6 学業や仕事の大切さが分かったこと
- 7 生活リズムや金銭の使い方が改善されたこと
- 8 自分の感情や考え方をうまくコントロールできるようになったこと
- 9 我慢強さや辛抱強さが向上したこと
- 10 他人の気持ちを考えて行動できるようになったこと
- 11 家族の大切さや家庭の中での役割が分かったこと
- 12 友達との適切なつきあい方が分かったこと
- 13 健康や体力が向上したこと
- 14 まじめになろうという気持ちが高まったこと
- 15 仕事をさがしたり、悪い仲間から抜けたりする手助けをしてもらったこと
- 16 その他 ()

Q24 Q23で○をつけたことについて、あなたが影響を受けた人はいますか。

あてはまる番号に○をいくつでもつけてください。

- | | | | | |
|---------------------|------------------|------------------------|--------|------|
| 1 父親 | 2 母親 | 3 配偶者(夫や妻、内縁関係、事実婚を含む) | | |
| 4 子 | 5 兄弟姉妹 | 6 祖父母 | 7 親戚の人 | 8 恋人 |
| 9 同性の友達 | 10 異性の友達 | 11 先輩 | 12 先生 | |
| 13 職場の上司・同僚 | 14 保護観察官・保護司 | | | |
| 15 少年鑑別所・少年院・刑務所の職員 | 16 ネット上の友達・知り合い | | | |
| 17 誰もいない | 18 その他 () | | | |

(1) 処分を受けて役に立ったこと

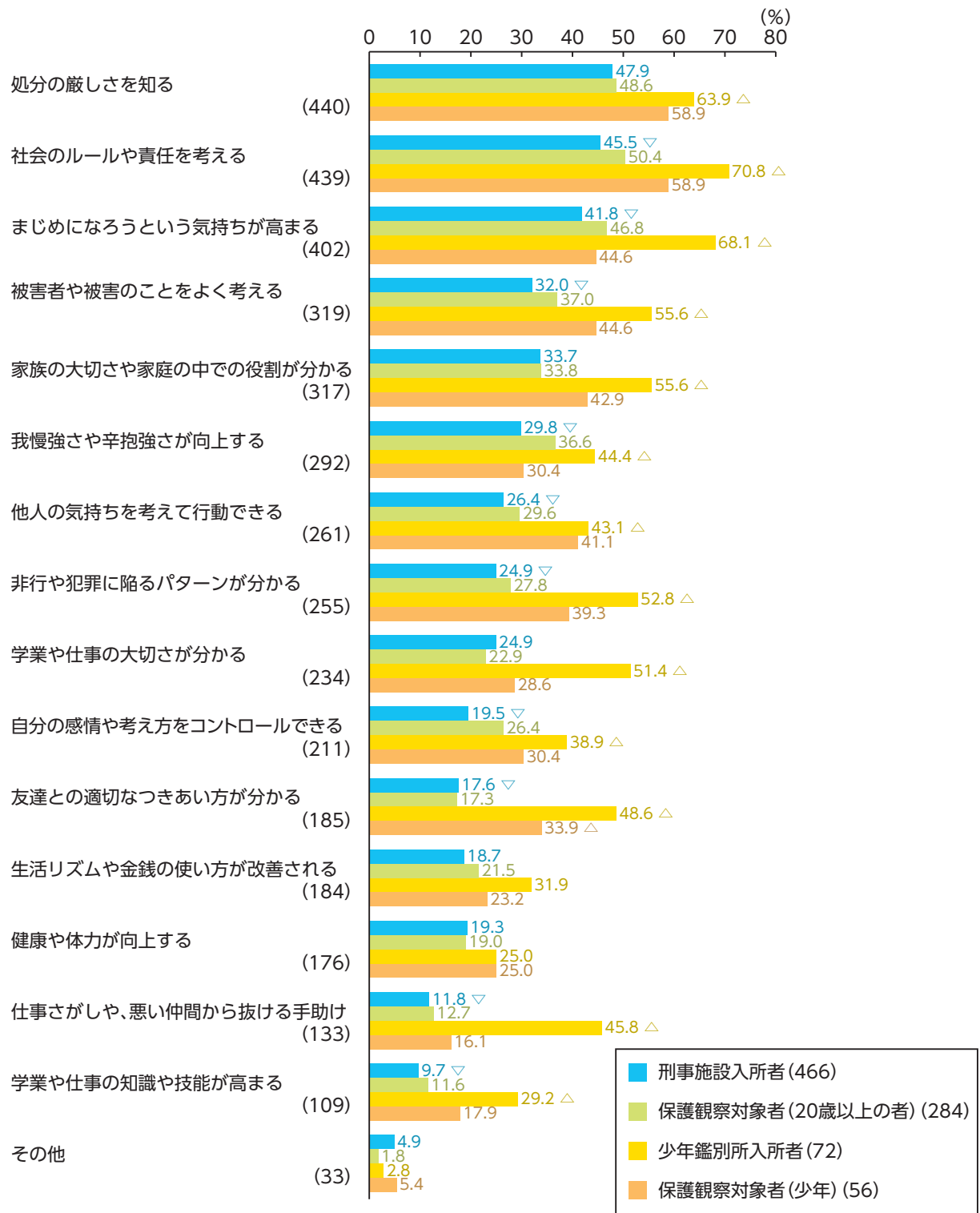
ア 対象者の身分別の比較

調査対象者のうち、保護処分歴（児童自立支援施設・児童養護施設送致歴のみを有する者を除く。）又は罰金以上の刑事処分歴を有すると回答した者について、処分を受けて役に立ったことの該当率を対象者の身分別に見ると、**3-3-1図**のとおりである。

処分を受けて役に立ったことに関し、「処分の厳しさを知った」、「社会のルールや責任を考えるようになった」、「まじめになろうという気持ちが高まった」の順に該当率が高かった。対象者の身分別で見ると、非行少年の2群は、犯罪者の2群に比べて、各項目の該当率が総じて高く、 χ^2 検定及び残差分析の結果、特に、少年鑑別所入所者については、「社会のルールや責任を考えるようになった」、「まじめになろうという気持ちが高まった」、「被害者や自分の与えた被害のことをよく考えるようになった」を始めとする13項目の該当率が有意に高かった。一方で、刑事施設入所者については、 χ^2 検定及び残差分析の結果、前記の3項目を始めとする10項目の該当率が有意に低かった。これらの結果は、非行少年が可塑性を有するという知見とも合致する。

3-3-1 図

処分を受けて役に立ったこと（対象者の身分別）



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 Q17において、保護処分歴(児童自立支援施設・児童養護施設送致歴のみを有する者を除く。)又は罰金以上の刑事処分歴を有すると回答した者に占める各項目に該当した者(重複計上による。)の割合である。

3 χ^2 検定により有意差が認められ、かつ残差分析の結果、期待値よりも有意に度数が多いものを△で示し、少ないものを▽で示す($p<.05$)。ただし、度数が少ない場合は、モンテカルロ法を使用した検定による。

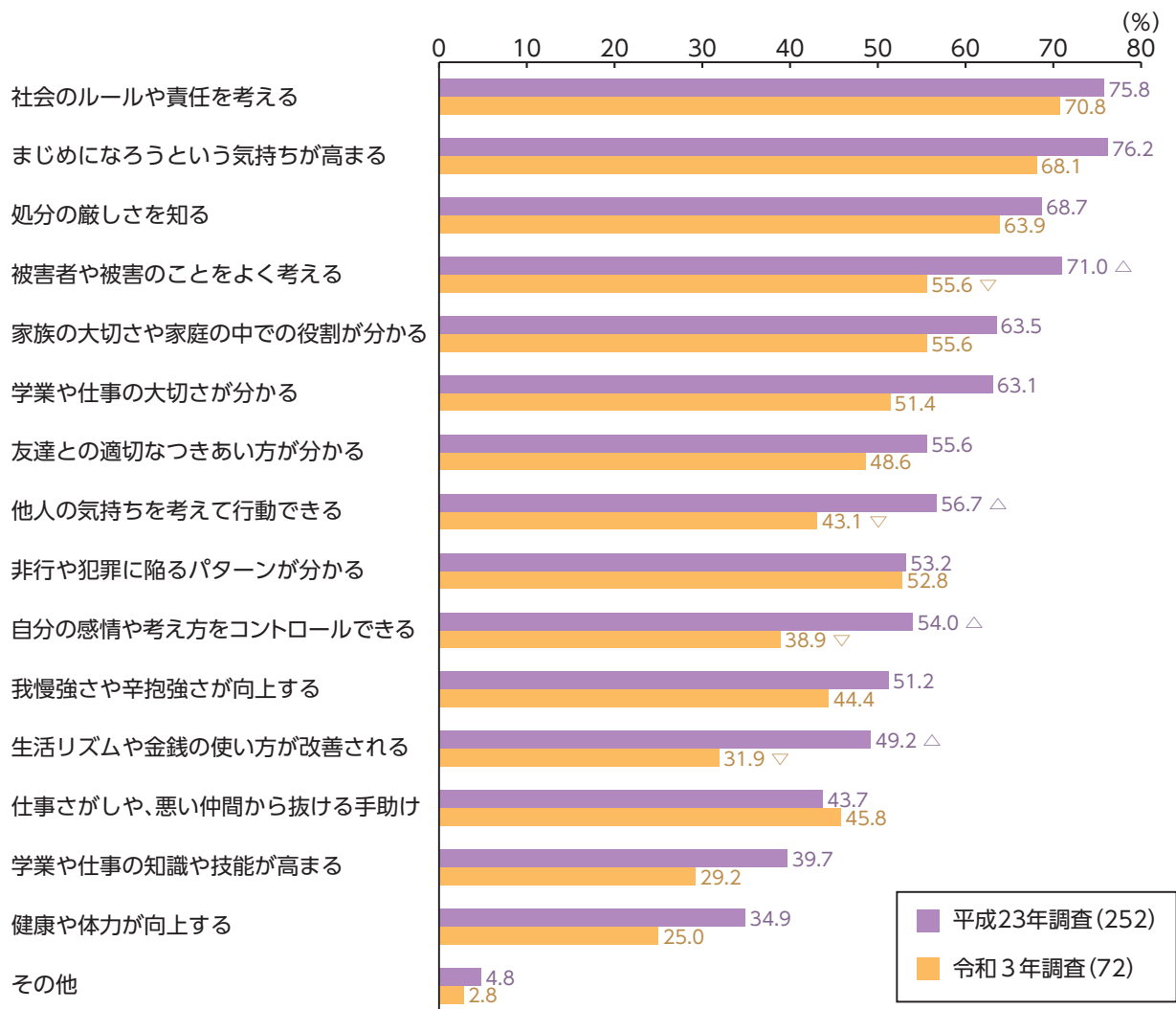
4 凡例の()内は、対象者の身分別の実人員であり、縦軸の()内は、各項目に該当した者の人員である。

イ 前回までの調査との比較

本質問は平成23年調査における新設項目であるため、2回分の比較を行った。少年鑑別所入所者について、今回及び前回の調査結果を比較すると、3-3-2図のとおりである。「生活リズムや金銭の使い方が改善された」(17.3pt低下)を始めほぼ全ての項目において該当率が低下しており、 χ^2 検定の結果、4項目において有意な差が認められた。この調査項目は、処分を受けて役に立ったことについての本人の認識を問うものであり、処分の効果そのものではないが、全ての項目において該当率が低下していることに留意する必要がある。

3-3-2図

少年鑑別所入所者 処分を受けて役に立ったこと(前回までの調査との比較)



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 Q17において、保護処分歴(児童自立支援施設・児童養護施設送致歴のみを有する者を除く。)又は罰金以上の刑事処分歴を有すると回答した者に占める各項目に該当した者(重複計上による。)の割合である。

3 χ^2 検定により有意差が認められ、期待値よりも有意に度数が多いものを△で示し、少ないものを▽で示す($p<.05$)。

4 ()内は、実人員である。

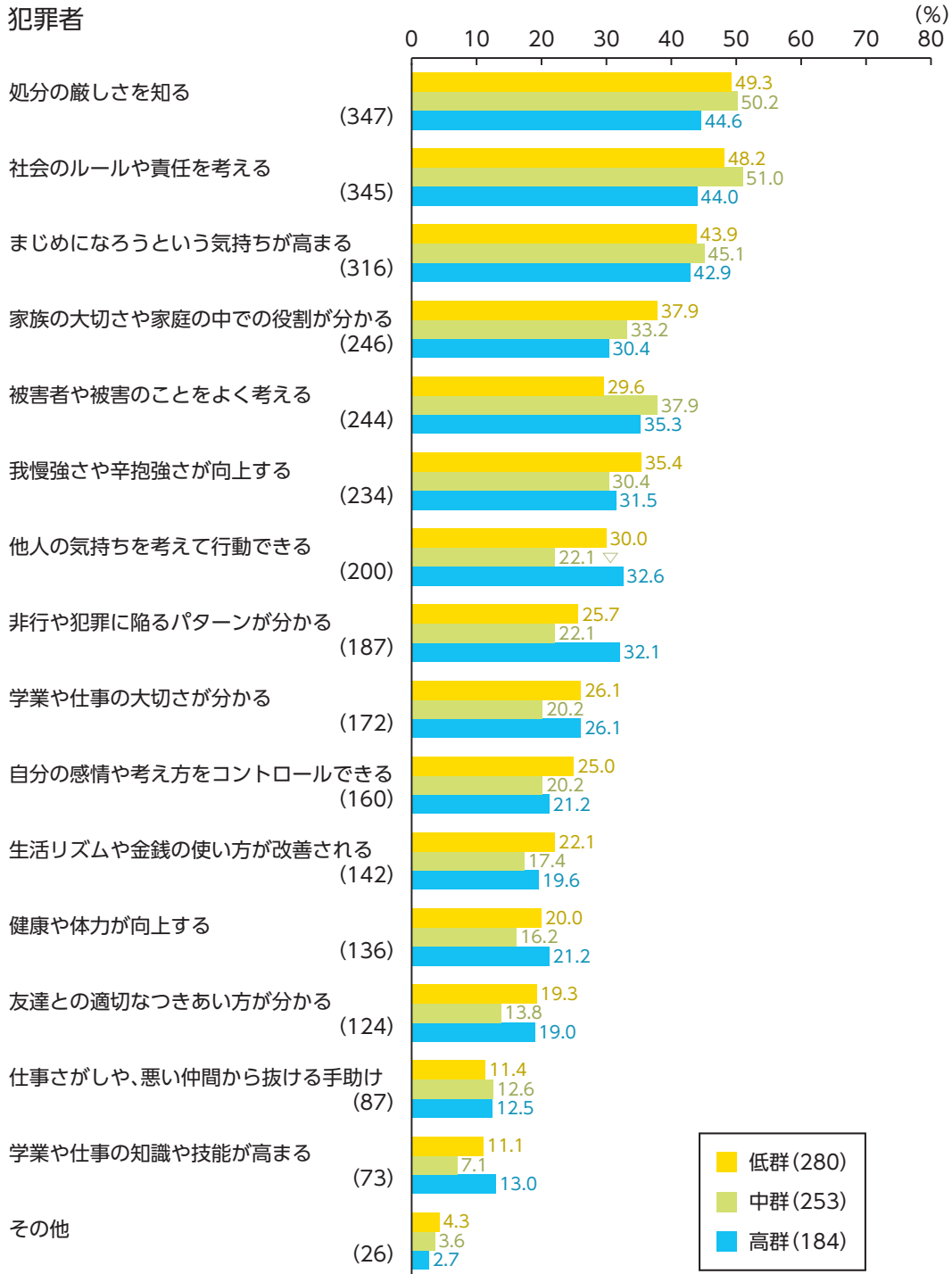
ウ 犯罪者・非行少年別及び犯罪・非行進度別の比較

処分を受けて役に立ったことの該当率を犯罪者・非行少年別、犯罪・非行進度別に見ると、3-3-3図のとおりである。犯罪者における該当率の上位3項目は、全体における上位3項目（3-3-1図参照）と同一であったが、非行少年では、「社会のルールや責任を考えるようになった」の該当率が最も高かった。また、「家族の大切さや家庭の中での役割が分かった」、「友達との適切なつきあい方が分かった」などの該当率は、非行進度が進むほど低かった。 χ^2 検定及び残差分析の結果、犯罪者では、中群における「他人の気持ちを考えて行動できるようになった」の該当率は、低群・高群より有意に低かった。低群の非行少年は、高群の非行少年に比べて、処分が家族の大切さを認識する機会となる割合が高いことから、非行進度の進んでいない段階においては、家族関係や交友関係の見直しが比較的奏功しやすいと考えられ、早期に周囲との関係改善を図っていくことが重要であることがうかがえる。

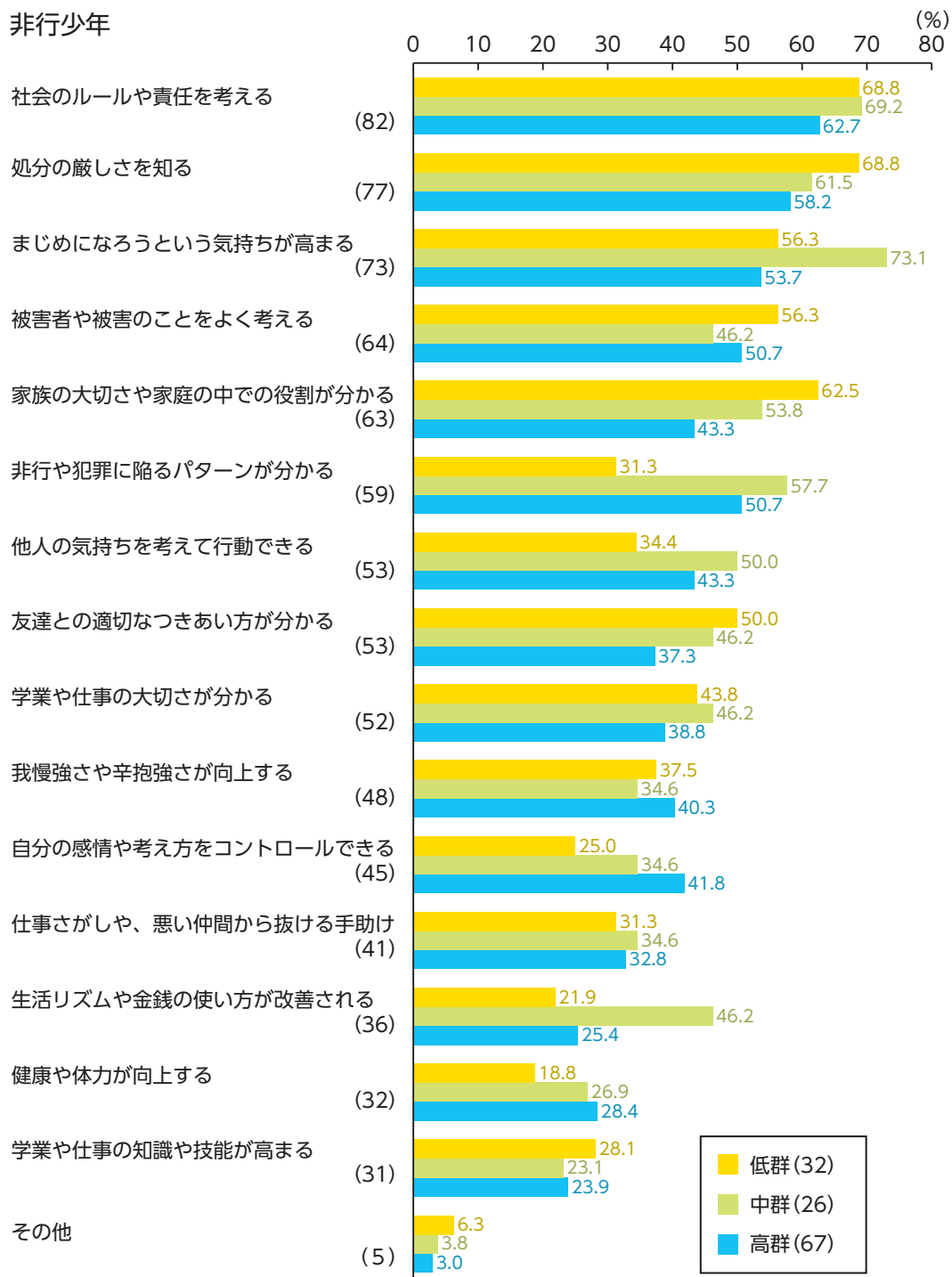
3-3-3 図

処分を受けて役に立ったこと（犯罪者・非行少年別、犯罪・非行進度別）

① 犯罪者



② 非行少年



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 Q17において、保護処分歴(児童自立支援施設・児童養護施設送致歴のみを有する者を除く。)又は罰金以上の刑事処分歴を有すると回答した者に占める各項目に該当した者(重複計上による。)の割合である。

3 χ^2 検定により有意差が認められ、かつ残差分析の結果、期待値よりも有意に度数が多いものを△で示し、少ないものを▽で示す($p<.05$)。ただし、度数が少ない場合は、モンテカルロ法を使用した検定によった。

4 凡例の()内は、犯罪・非行進度別の実人員であり、縦軸の()内は、各項目に該当した者の人員である。

エ 犯罪者・非行少年別及び主要処分別の比較

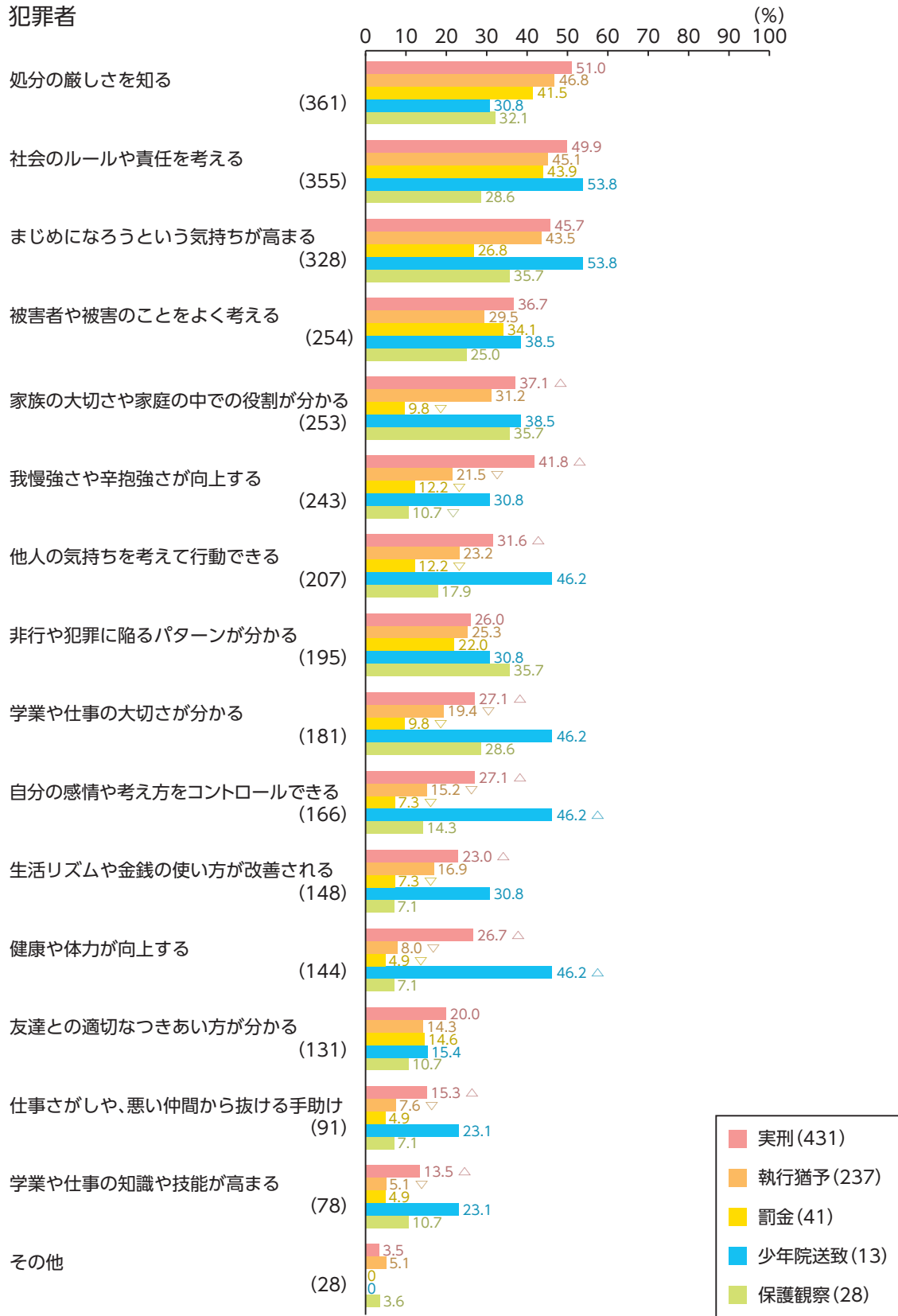
処分には、保護観察から実刑まで様々なものが含まれており、これまでに受けた処分の重さにより、処分を受けて役に立ったことに関する認識も異なると考えられることから、主要処分（保護処分及び刑事処分を通じて最も重い処分をいう。）別の比較を行った。処分を受けて役に立ったことの該当率を犯罪者・非行少年別、主要処分別に見ると、3-3-4図のとおりである。全般的に、主要処分が「実刑」又は「少年院送致」では各項目への該当率が高く、「罰金」では低い傾向が見られた。例えば、「家族の大切さや家庭の中での役割が分かった」の該当率は、「実刑」の犯罪者が37.1%である一方、「罰金」の犯罪者が9.8%であった。 χ^2 検定及び残差分析の結果、「少年院送致」の犯罪者において該当率が有意に高かった項目は、「自分の感情や考え方をうまくコントロールできるようになった」及び「健康や体力が向上した」であった。「実刑」の犯罪者は、前記2項目に加えて、「家族の大切さや家庭の中での役割が分かった」、「我慢強さや辛抱強さが向上した」、「他人の気持ちを考えて行動できるようになった」、「学業や仕事の大切さが分かった」、「生活リズムや金銭の使い方が改善された」、「仕事をさがしたり、悪い仲間から抜けたりする手助けをしてもらった」及び「学業や仕事の知識や技能が高まった」の計9項目の該当率が他の主要処分の犯罪者と比較して有意に高かった。一方、「執行猶予」の犯罪者や「罰金」の犯罪者は、「我慢強さや辛抱強さが向上した」、「学業や仕事の大切さが分かった」、「自分の感情や考え方をうまくコントロールできるようになった」及び「健康や体力が向上した」の該当率が有意に低かった。実刑又は少年院送致により規則正しい生活を送り、また、集団で生活することにより、対象者が健康や感情のコントロールの改善を強く感じていることがうかがえる。

「少年院送致」の非行少年は、「保護観察」の非行少年よりも各項目の該当率が高い傾向が見られた。 χ^2 検定及び残差分析の結果、主要処分が「少年院送致」である非行少年は、それ以外の非行少年と比べて「他人の気持ちを考えて行動できるようになった」、「我慢強さや辛抱強さが向上した」、「自分の感情や考え方をうまくコントロールできるようになった」及び「健康や体力が向上した」の各項目の該当率が有意に高かった。一方、「保護観察」の非行少年は、「処分の厳しさを知った」、「他人の気持ちを考えて行動できるようになった」、「我慢強さや辛抱強さが向上した」、「自分の感情や考え方をうまくコントロールできるようになった」及び「健康や体力が向上した」の各項目の該当率が有意に低かった。少年院送致により規則正しい生活を送り、対象者が健康や感情のコントロールの改善を強く感じていることがうかがえる。

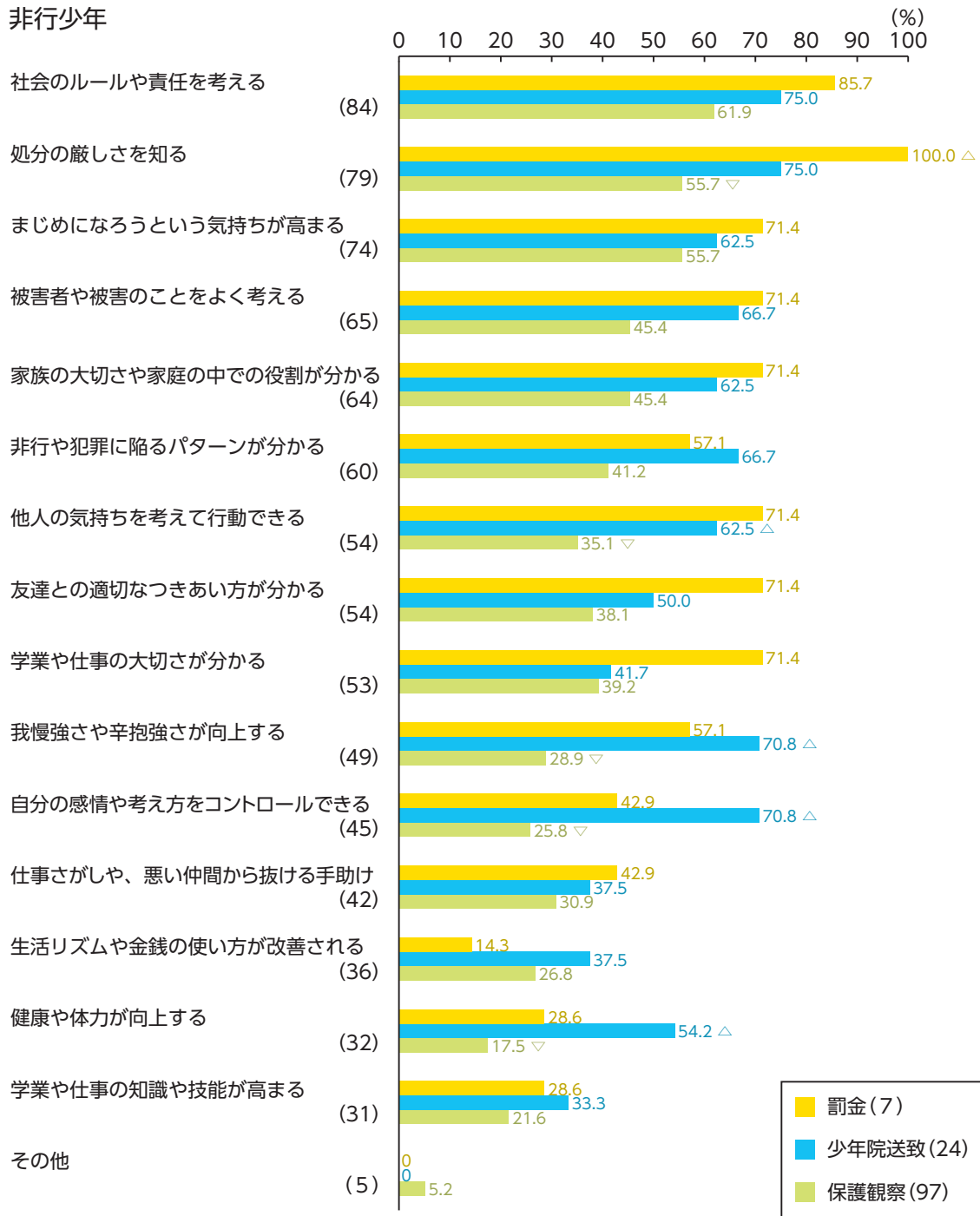
3-3-4 図

処分を受けて役に立ったこと（犯罪者・非行少年別、主要処分別）

① 犯罪者



② 非行少年



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 Q17において、保護処分歴（児童自立支援施設・児童養護施設送致歴のみを有する者を除く。）又は罰金以上の刑事処分歴を有すると回答した者に占める各項目に該当した者（重複計上による。）の割合である。
 3 「主要処分」は、保護処分及び刑事処分を通じて最も重い処分をいう。処分の重さは、実刑、執行猶予、罰金、少年院送致及び保護観察の順による。
 4 χ^2 検定により有意差が認められ、かつ残差分析の結果、期待値よりも有意に度数が多いものを△で示し、少ないものを▽で示す ($p < .05$)。ただし、度数が少ない場合は、モンテカルロ法を使用した検定によった。
 5 凡例の()内は、主要処分別の実人員であり、縦軸の()内は、各項目に該当した者の人員である。

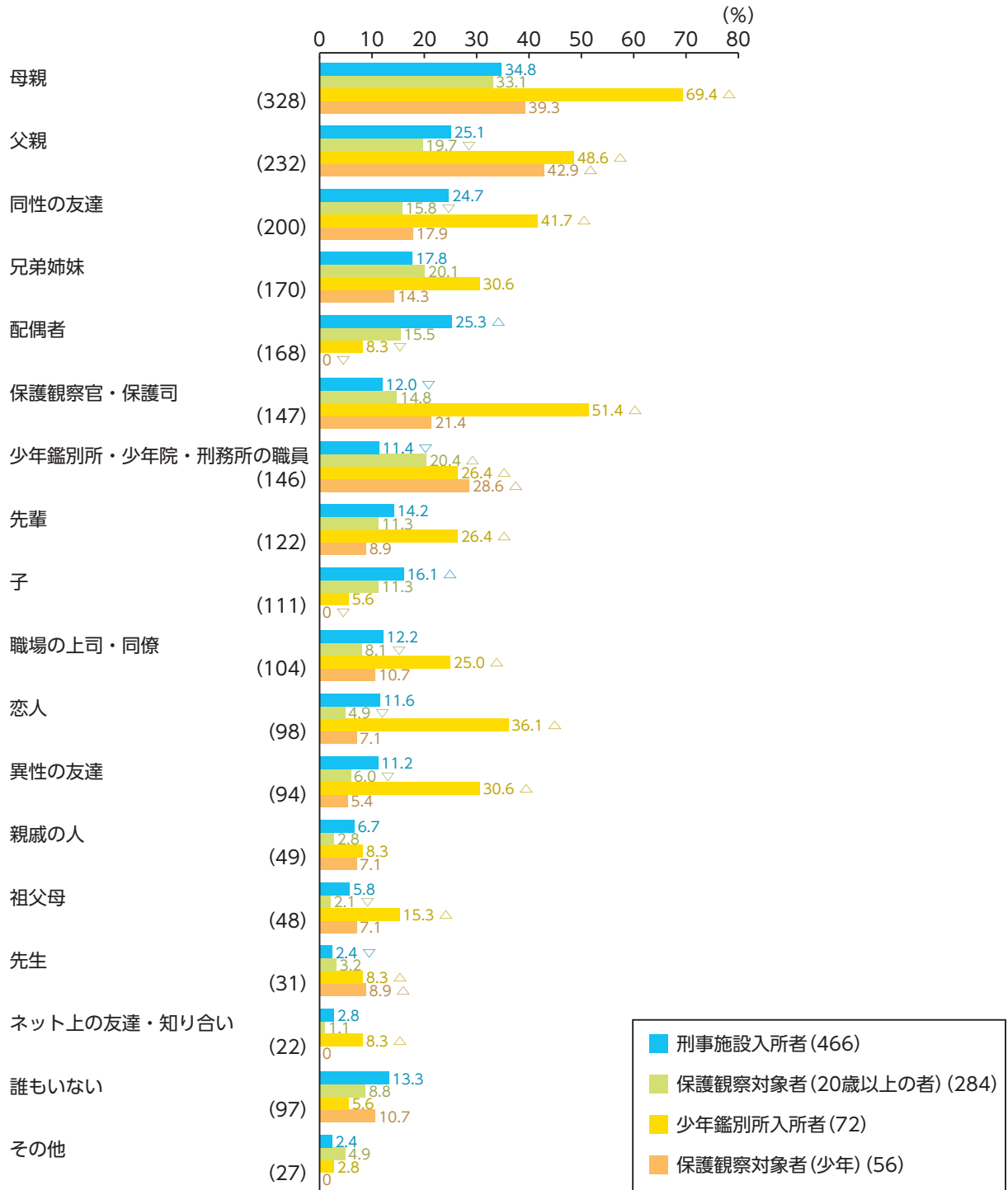
(2) 処分を受けて役に立ったことについて影響を与えた人

ア 対象者の身分別の比較

処分を受けて役に立ったことについて、影響を受けた人の該当率を対象者の身分別に見ると、**3-3-5図**のとおりである。犯罪者の2群では、「母親」、「父親」、「兄弟姉妹」、「配偶者」等の家族の該当率が高い傾向が見られ、刑事施設入所者、保護観察対象者（20歳以上の者）及び少年鑑別所入所者では、「母親」の該当率が最も高く、保護観察対象者（少年）では、「父親」の該当率が最も高かった。また、「誰もいない」の該当率は、刑事施設入所者が最も高く、13.3%であった。 χ^2 検定及び残差分析の結果、刑事施設入所者では、「少年鑑別所・少年院・刑務所の職員」、「保護観察官・保護司」及び「先生」の各項目の該当率が他の身分と比べ有意に低く、少年鑑別所入所者では、「その他」を除くと、「兄弟姉妹」、「配偶者」、「子」、「親戚の人」及び「誰もいない」以外の各項目の該当率が有意に高かった。犯罪者の2群は、家族以外の該当率が低く、また、「誰もいない」の該当率が高いことから、刑務所等の職員や保護観察官等を含む周囲のサポート体制を整えることが重要であると認められた。

3-3-5 図

処分を受けて役に立ったことについて影響を与えた人（対象者の身分別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 Q17において、保護処分歴(児童自立支援施設・児童養護施設送致歴のみを有する者を除く。)又は罰金以上の刑事処分歴を有すると回答した者に占める各項目に該当した者(重複計上による。)の割合である。
 3 χ^2 検定により有意差が認められ、かつ残差分析の結果、期待値よりも有意に度数が多いものを△で示し、少ないものを▽で示す($p<.05$)。ただし、度数が少ない場合は、モンテカルロ法を使用した検定による。
 4 「配偶者」は、内縁関係及び事実婚を含む。
 5 凡例の()内は、対象者の身分別の実人員であり、縦軸の()内は、各項目に該当した者の人員である。

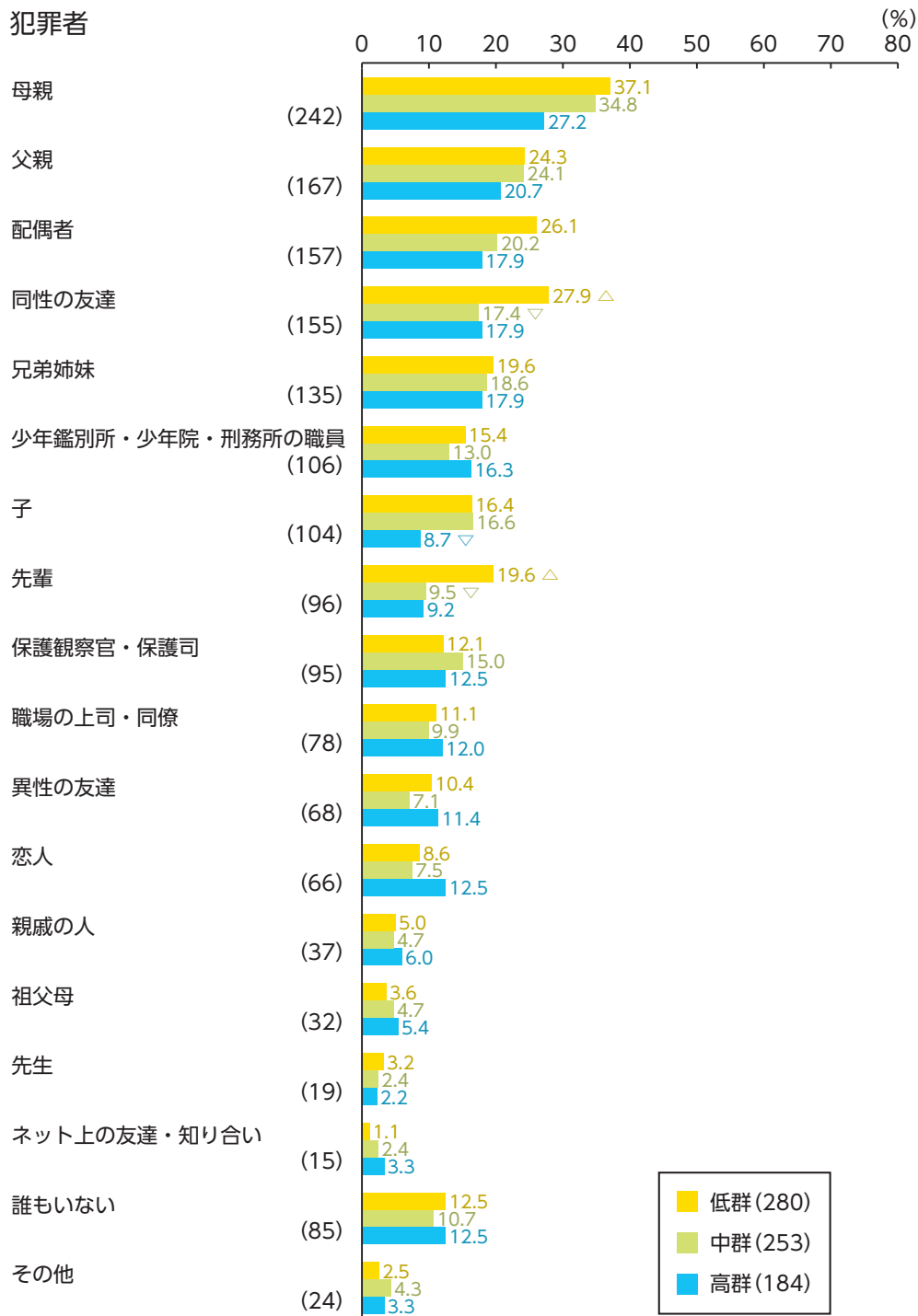
イ 犯罪者・非行少年別及び犯罪・非行進度別の比較

処分を受けて役に立ったことについて、影響を受けた人の該当率を犯罪者・非行少年別、犯罪・非行進度別に見ると、3-3-6図のとおりである。 χ^2 検定及び残差分析の結果、犯罪者では、中群・高群に比べて、低群は「同性の友達」及び「先輩」の該当率が有意に高く、中群は低群・高群に比べて有意に低かった。犯罪者では、犯罪進度が上がるほど、家族の該当率が低い傾向が見られた。一方、非行少年は、非行進度別の明らかな傾向が見られなかったが、犯罪者と比べると、家族以外の者の該当率が高く、刑務所等の職員や保護観察官等を含む周囲のサポートが一定程度有効に機能していることが示唆された。

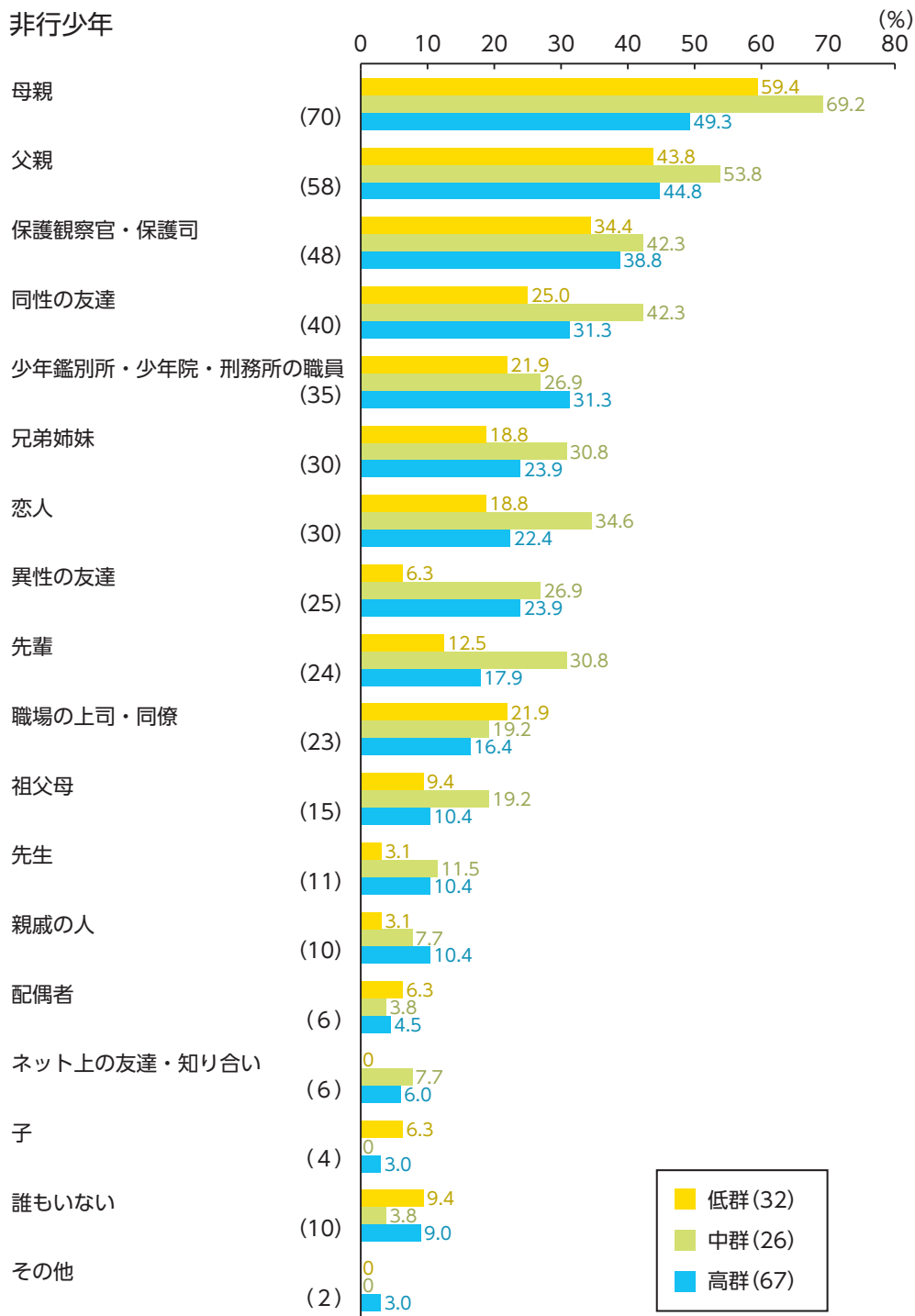
3-3-6 図

処分を受けて役に立ったことについて影響を与えた人
(犯罪者・非行少年別、犯罪・非行進度別)

① 犯罪者



② 非行少年



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 Q17において、保護処分歴(児童自立支援施設・児童養護施設送致歴のみを有する者を除く。)又は罰金以上の刑事処分歴を有すると回答した者に占める各項目に該当した者(重複計上による。)の割合である。

3 χ^2 検定により有意差が認められ、かつ残差分析の結果、期待値よりも有意に度数が多いものを△で示し、少ないものを▽で示す($p<.05$)。ただし、度数が少ない場合は、モンテカルロ法を使用した検定によった。

4 「配偶者」は、内縁関係及び事実婚を含む。

5 凡例の()内は、犯罪・非行進度別の実人員であり、縦軸の()内は、各項目に該当した者の人員である。

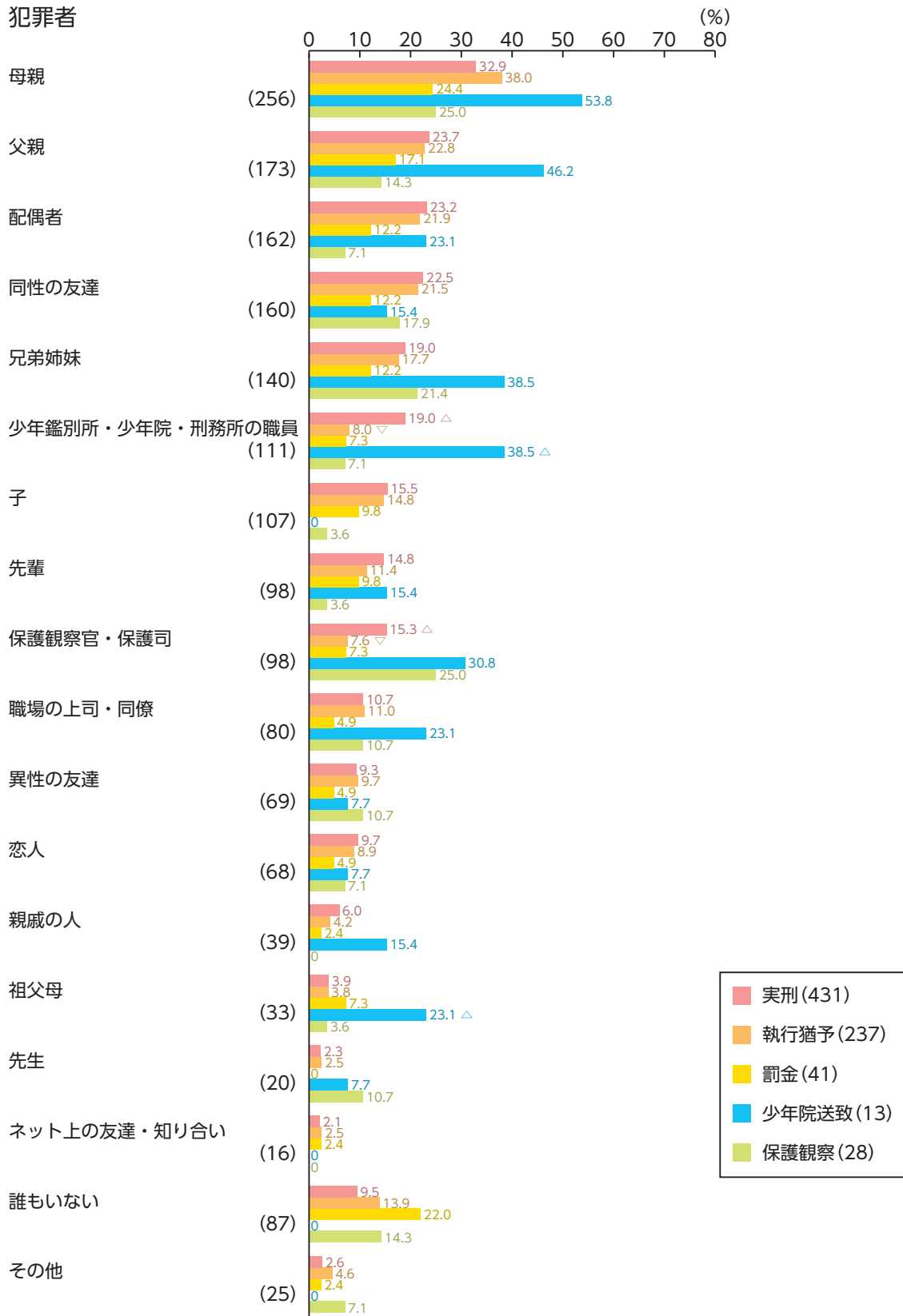
ウ 犯罪者・非行少年別及び主要処分別の比較

処分を受けて役に立ったことについて、影響を受けた人の該当率を犯罪者・非行少年別、主要処分別に見ると、3-3-7図のとおりである。 χ^2 検定及び残差分析の結果、犯罪者では、主要処分が「実刑」において該当率が有意に高かった項目は、「少年鑑別所・少年院・刑務所の職員」及び「保護観察官・保護司」であった。「少年院送致」では、「少年鑑別所・少年院・刑務所の職員」及び「祖父母」の該当率が有意に高かった。なお、「少年院送致」の犯罪者は13人、「罰金」の非行少年は7人であり、これらの該当数が少ない群を除外して見ると、犯罪者は、「実刑」の者の該当率が全般的に高い傾向が見られたが、非行少年は、一貫した傾向は見られなかった。非行少年の標本が小さいことが影響している可能性がある。

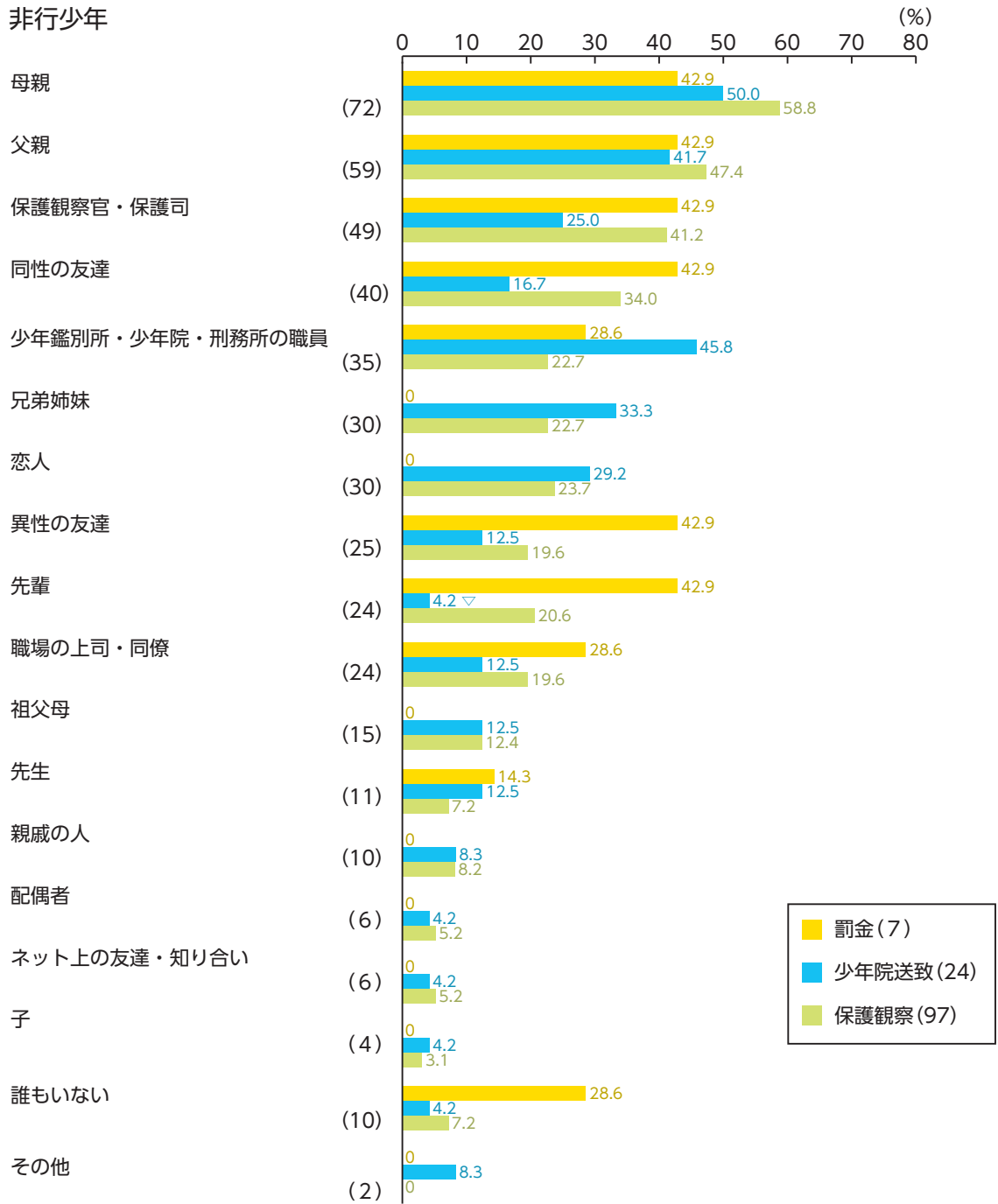
3-3-7 図

処分を受けて役に立ったことについて影響を与えた人
(犯罪者・非行少年別、主要処分別)

① 犯罪者



② 非行少年



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 Q17において、保護処分歴(児童自立支援施設・児童養護施設送致歴のみを有する者を除く。)又は罰金以上の刑事処分歴を有すると回答した者に占める各項目に該当した者(重複計上による。)の割合である。
 3 「主要処分」は、保護処分及び刑事処分を通じて最も重い処分をいう。処分の重さは、実刑、執行猶予、罰金、少年院送致及び保護観察の順による。
 4 χ^2 検定により有意差が認められ、かつ残差分析の結果、期待値よりも有意に度数が多いものを△で示し、少ないものを▽で示す($p<.05$)。ただし、度数が少ない場合は、モンテカルロ法を使用した検定による。
 5 「配偶者」は、内縁関係及び事実婚を含む。
 6 凡例の()内は、主要処分別の実人員であり、縦軸の()内は、各項目に該当した者の人員である。

4 自らが再犯・再非行に及んだ要因に関する認識

Q25 Q17で、「(処分を受けたことが) ある」と答えた人だけ答えてください。

Q17で答えた処分を受けたあとであなたがふたたび非行や犯罪をしてしまったのは、どんなことが影響していたと思いますか。

あてはまる番号に○をいくつでもつけてください。

- 1 自分が非行や犯罪をする原因が分からなかったこと
- 2 自分が非行や犯罪をする原因が分かっていたが、対処できなかったこと
- 3 自分の感情や考え方をうまくコントロールできなかったこと
- 4 処分を軽く考えていたこと
- 5 大人や社会に反発が強かったこと
- 6 家庭に問題やいやなことがあったこと
- 7 まじめな友達が少なかった・いなかったこと
- 8 非行や犯罪をする仲間との関係が続いたこと
- 9 学業や仕事を続けられなかったり、仕事が見つからなかったこと
- 10 就職や学業を続けるために必要な情報や援助が足りなかったこと
- 11 困ったときの相談相手や援助してくれる人が周りにいなかったこと
- 12 自分が努力しても、家族や周囲の人が認めてくれなかったこと
- 13 問題にぶつかるともうだめだとあきらめたりしていたこと
- 14 いまさら努力してもどうにもならないと思っていたこと
- 15 周囲から悪く思われているようで自信が持てなかったこと
- 16 自分が落ち着いて生活できる場所がなかったこと
- 17 被害者への謝罪などの対応が十分できなかったこと
- 18 その他 ()

(1) 対象者の身分別の比較

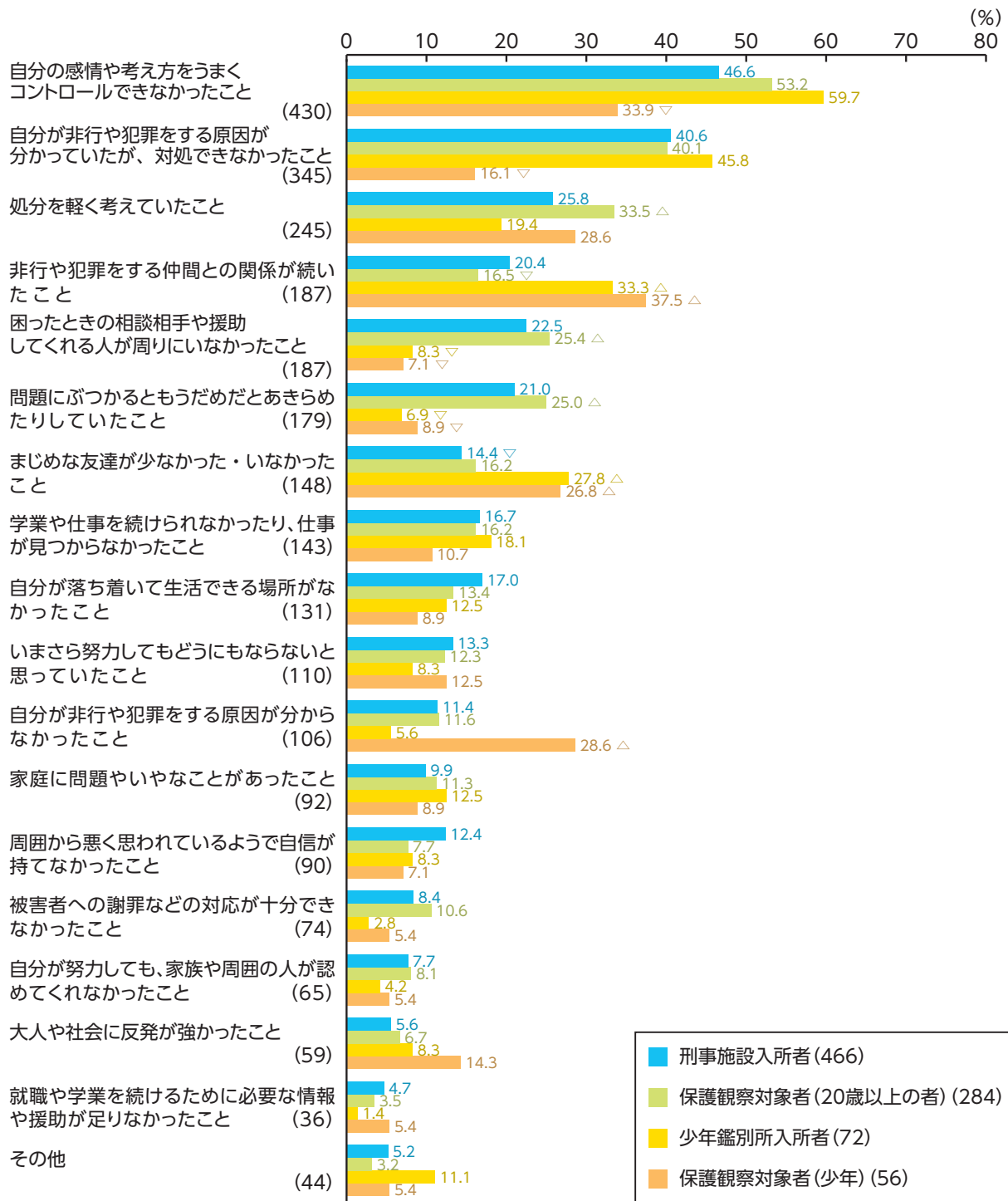
調査対象者のうち、保護処分歴（児童自立支援施設・児童養護施設送致歴のみを有する者を除く。）又は罰金以上の刑事処分歴を有すると回答した者について、自らが再犯・再非行に及

んだ要因に関する項目の該当率を対象者の身分別に見ると、3-4-1図のとおりである。

該当率を比較すると、保護観察対象者（少年）を除き、「自分の感情や考え方をうまくコントロールできなかったこと」が最も高かった。 χ^2 検定及び残差分析の結果、刑事施設入所者では、「まじめな友達が少なかった・いなかったこと」の該当率が他の身分と比較して有意に低く、保護観察対象者（20歳以上の者）では、「処分を軽く考えていたこと」、「困ったときの相談相手や援助してくれる人が周りにいなかったこと」及び「問題にぶつかるとうだめだとあきらめたりしていたこと」の該当率が有意に高く、「非行や犯罪をする仲間との関係が続いたこと」の該当率が有意に低かった。少年鑑別所入所者は、「困ったときの相談相手や援助してくれる人が周りにいなかったこと」及び「問題にぶつかるとうだめだとあきらめたりしていたこと」の該当率が有意に低い一方、「まじめな友達が少なかった・いなかったこと」及び「非行や犯罪をする仲間との関係性が続いたこと」の該当率が有意に高かった。衝動性と交友関係が再非行の要因となっている可能性がうかがえる。保護観察対象者（少年）は、「非行や犯罪をする仲間との関係が続いたこと」、「まじめな友達が少なかった・いなかったこと」及び「自分が非行や犯罪をする原因が分からなかったこと」の該当率が他の身分と比較して有意に高い一方、「自分の感情や考え方をうまくコントロールできなかったこと」、「自分が非行や犯罪をする原因が分かっていたが、対処できなかったこと」、「困ったときの相談相手や援助してくれる人が周りにいなかったこと」及び「問題にぶつかるとうだめだとあきらめたりしていたこと」の該当率が有意に低かった。自らの非行原因の内省が深まっていないことや交友関係が再非行の要因となっている可能性がうかがえる。

3-4-1 図

自らが再犯・再非行に及んだ要因についての認識（対象者の身分別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 Q17において、保護処分歴(児童自立支援施設・児童養護施設送致歴のみを有する者を除く。)又は罰金以上の刑事処分歴を有すると回答した者に占める各項目に該当した者(重複計上による。)の割合である。
 3 χ^2 検定により有意差が認められ、かつ残差分析の結果、期待値よりも有意に度数が多いものを△で示し、少ないものを▽で示す($p<.05$)。ただし、度数が少ない場合は、モンテカルロ法を使用した検定による。
 4 凡例の()内は、対象者の身分別の実人員であり、縦軸の()内は、各項目に該当した者の人員である。

(2) 犯罪者・非行少年別及び犯罪・非行進度別の比較

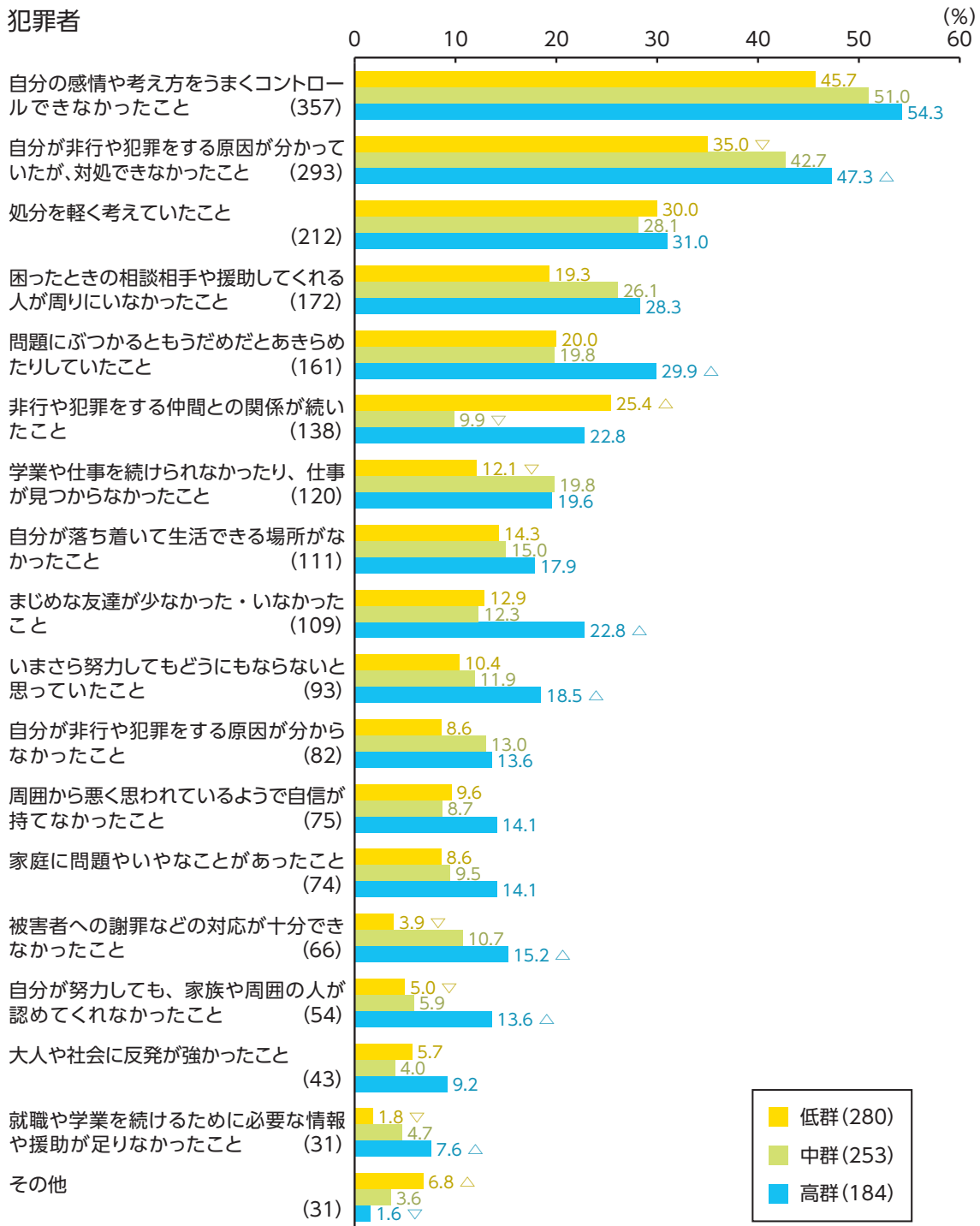
自らが再犯・再非行に及んだ要因に関する項目の該当率を犯罪者・非行少年別、犯罪・非行進度別に見ると、3-4-2図のとおりである。犯罪者における上位3項目は、全体における上位3項目(3-4-1図参照)と同一であったが、非行少年においては、「非行や犯罪をする仲間との関係が続いたこと」の該当率が2番目に高く、犯罪者では9番目にとどまる「まじめな友達が少なかった・いなかったこと」が4番目に高かった。 χ^2 検定及び残差分析の結果、犯罪者の高群では、「自分が非行や犯罪をする原因が分かっていたが、対処できなかったこと」、「問題にぶつかるとうだめだとあきらめたりしていたこと」、「まじめな友達が少なかった・いなかったこと」、「いまさら努力してもどうにもならないと思っていたこと」、「被害者への謝罪などの対応が十分できなかったこと」、「自分が努力しても、家族や周囲の人が認めてくれなかったこと」及び「就職や学業を続けるために必要な情報や援助が足りなかったこと」の該当率が低群・中群と比べて有意に高かった。非行少年の高群では、「自分が落ち着いて生活できる場所がなかったこと」及び「大人や社会に反発が強かったこと」の該当率が低群・中群に比べて有意に高かった。また、非行少年の低群では、「非行や犯罪をする仲間との関係が続いたこと」及び「自分が落ち着いて生活できる場所がなかったこと」の該当率が有意に低かった。犯罪者は、非行少年に比べ、「問題にぶつかるとうだめだとあきらめたりしていたこと」や「いまさら努力してもどうにもならないと思っていたこと」の該当率が高く、その傾向は高群の犯罪者に顕著であり、犯罪進度が高まるにつれ、あきらめの気持ちが高まることが示唆された。非行少年は、犯罪者に比べ、「非行や犯罪をする仲間との関係が続いたこと」や「まじめな友達が少なかった・いなかったこと」の該当率が高く、交友関係の影響の大きさがうかがえる。

3-4-2図

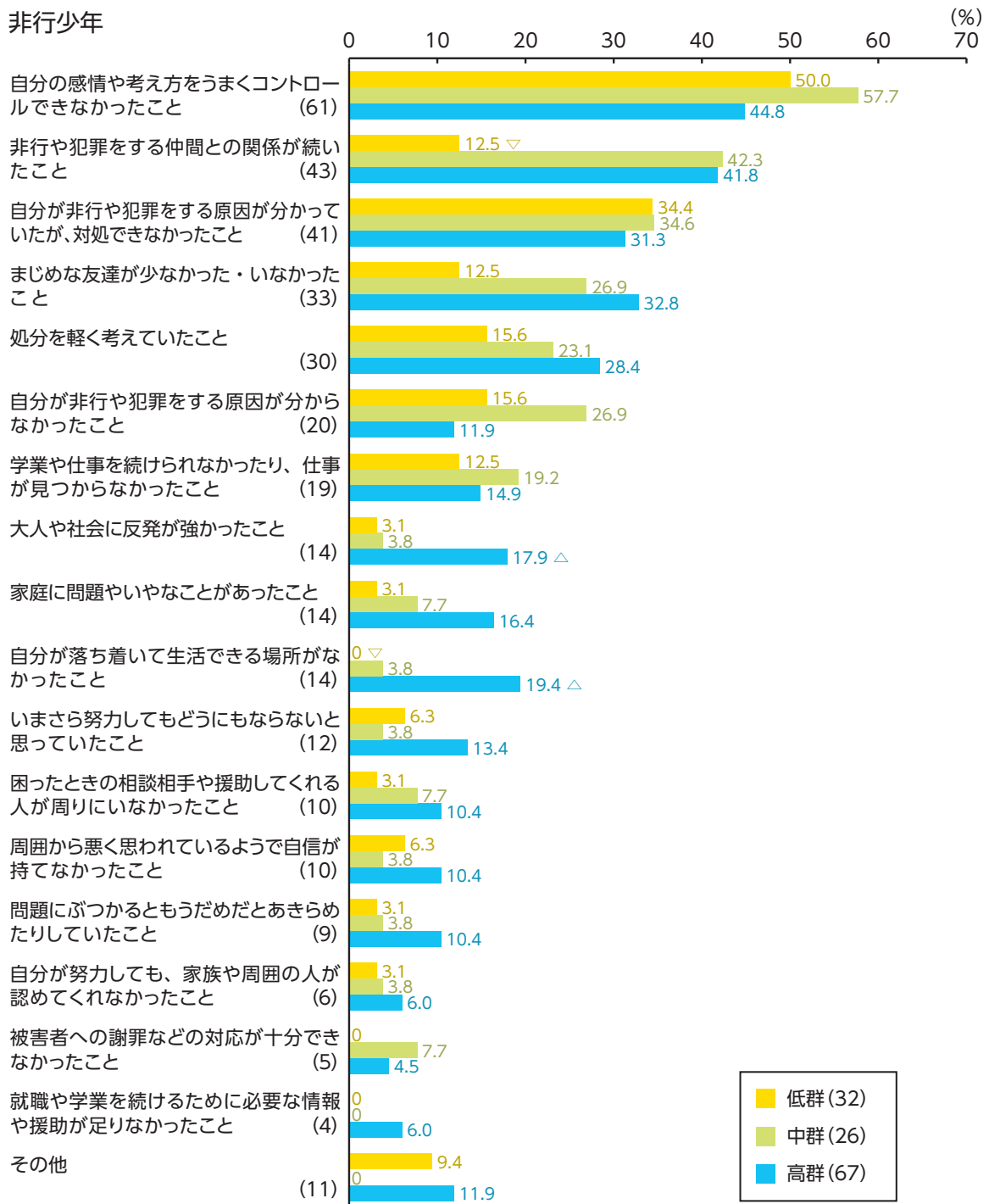
自らが再犯・再非行に及んだ要因についての認識

(犯罪者・非行少年別、犯罪・非行進度別)

① 犯罪者



② 非行少年



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 Q17において、保護処分歴(児童自立支援施設・児童養護施設送致歴のみを有する者を除く。)又は罰金以上の刑事処分歴を有すると回答した者に占める各項目に該当した者(重複計上による。)の割合である。

3 χ^2 検定により有意差が認められ、かつ残差分析の結果、期待値よりも有意に度数が多いものを△で示し、少ないものを▽で示す($p<.05$)。ただし、度数が少ない場合は、モンテカルロ法を使用した検定によった。

4 凡例の()内は、犯罪・非行進度別の実人員であり、縦軸の()内は、各項目に該当した者の人員である。

(3) 犯罪者・非行少年別及び主要処分別の比較

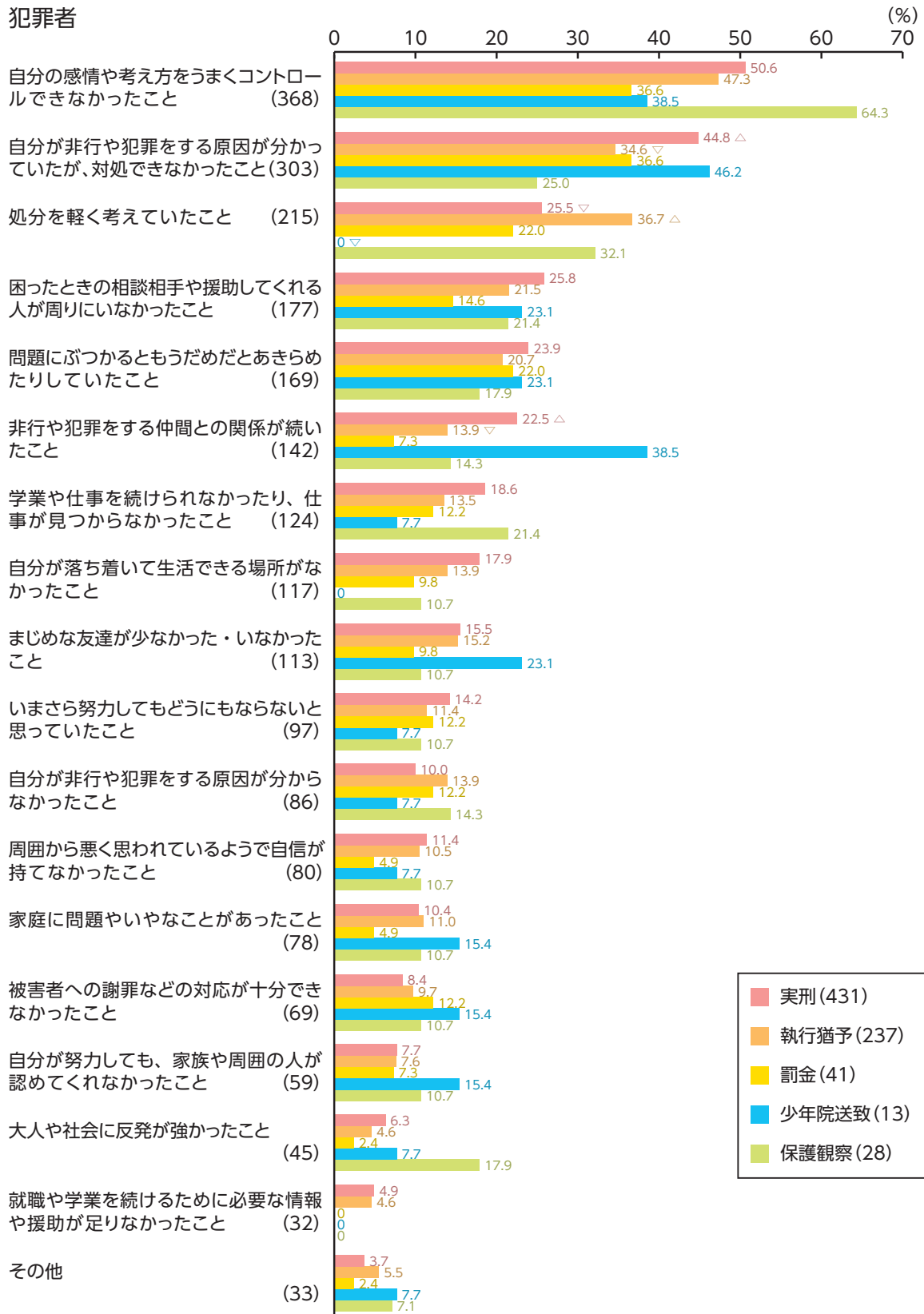
自らが再犯・再非行に及んだ要因に関する項目の該当率を犯罪者・非行少年別、主要処分別に見ると、3-4-3図のとおりである。 χ^2 検定及び残差分析の結果、犯罪者では、「自分が非行や犯罪をする原因が分かっていたが、対処できなかったこと」の該当率について、主要処分が「実刑」では有意に高く、「執行猶予」では有意に低かった。「処分を軽く考えていたこと」の該当率を見ると、「実刑」及び「少年院送致」では有意に低く、「執行猶予」では有意に高かった。また、「非行や犯罪をする仲間との関係が続いたこと」の該当率を見ると、「実刑」では有意に高く、「執行猶予」では有意に低かった。これらの結果からは、社会からの隔離が必ずしも不良交友からの離脱に結びついていないことがうかがえる。非行少年では、「学業や仕事を続けられなかったり、仕事が見つからなかったこと」、「大人や社会に反発が強かったこと」、「家庭に問題やいやなことがあったこと」、「いまさら努力してもどうにもならないと思っていたこと」、「周囲から悪く思われているようで自身が持てなかったこと」及び「就職や学業を続けるために必要な情報や援助が足りなかったこと」の該当率を見ると、「少年院送致」が有意に高く、「保護観察」が有意に低かった。

3-4-3 図

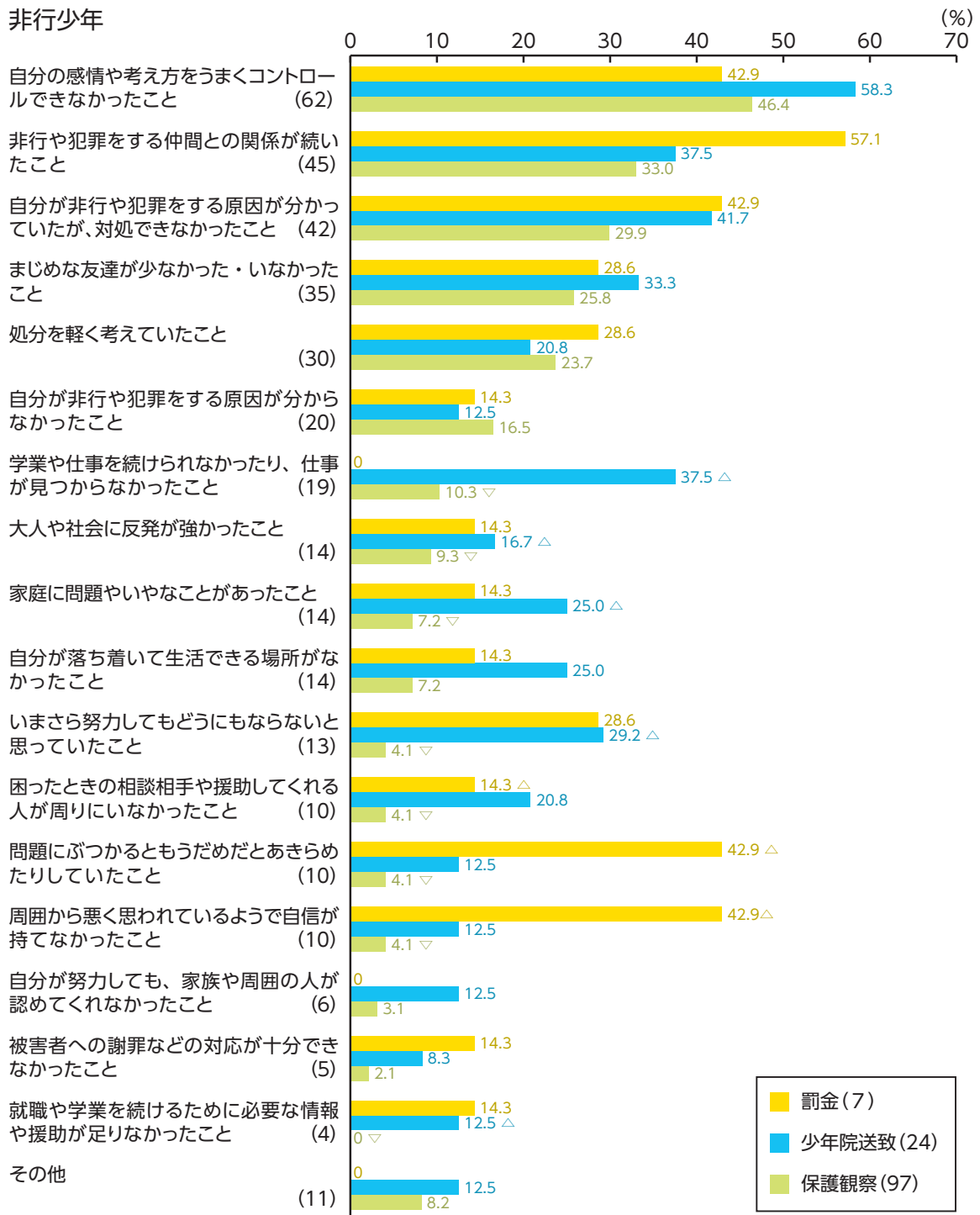
自らが再犯・再非行に及んだ要因についての認識

(犯罪者・非行少年別、主要処分別)

① 犯罪者



② 非行少年

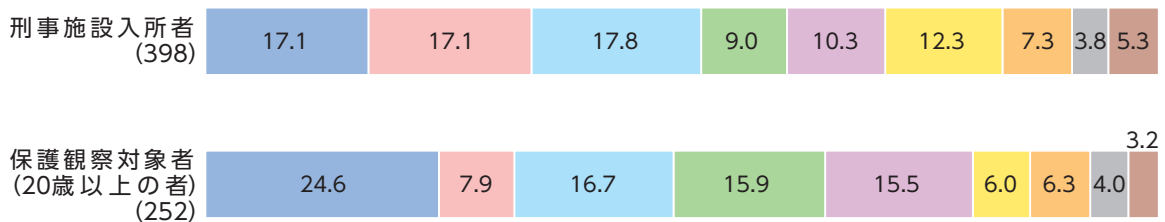


- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 Q17において、保護処分歴(児童自立支援施設・児童養護施設送致歴のみを有する者を除く。)又は罰金以上の刑事処分歴を有すると回答した者に占める各項目に該当した者(重複計上による。)の割合である。
 3 「主要処分」は、保護処分及び刑事処分を通じて最も重い処分をいう。処分の重さは、実刑、執行猶予、罰金、少年院送致及び保護観察の順による。
 4 χ^2 検定により有意差が認められ、かつ残差分析の結果、期待値よりも有意に度数が多いものを△で示し、少ないものを▽で示す($p<.05$)。ただし、度数が少ない場合は、モンテカルロ法を使用した検定による。
 5 凡例の()内は、主要処分別の実人員であり、縦軸の()内は、各項目に該当した者の人員である。

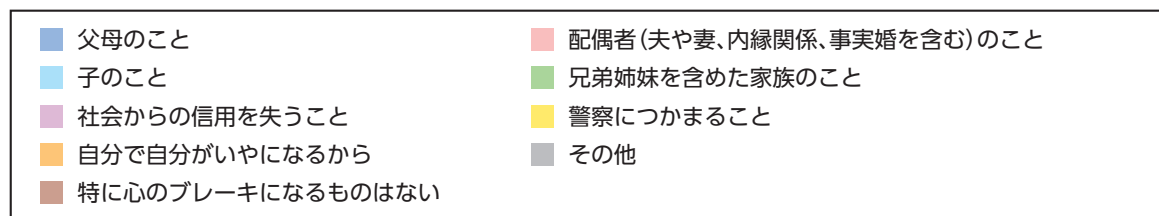
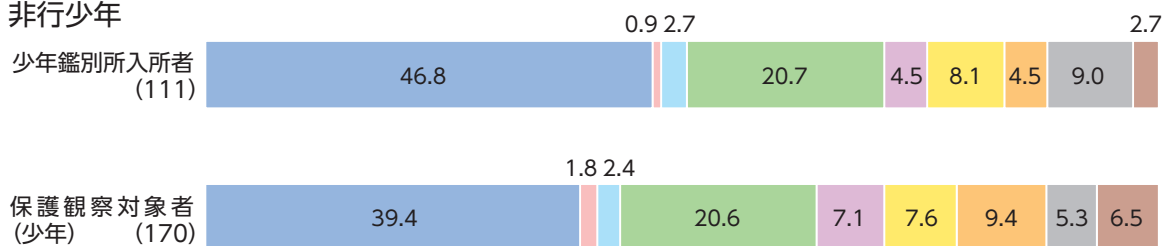
配偶者や子がいる非行少年の割合が極めて低い（1-2-1表参照）ことが影響しているものと考えられる。犯罪者について見ると、刑事施設入所者においては、「警察につかまること」の構成比が有意に高い一方、保護観察対象者（20歳以上の者）においては、同項目の構成比は有意に低く、「社会からの信用を失うこと」の構成比が有意に高い傾向が見られた。他方、非行少年について見ると、少年鑑別所入所者は、「社会からの信用を失うこと」の構成比が有意に低かった。また、少年鑑別所入所者と保護観察対象者（少年）を単純に比較すると、「兄弟姉妹を含めた家族のこと」の構成比は同程度であるのに対し、「父母のこと」の構成比は少年鑑別所入所者の方が約7.4pt高かった。

3-5-1 図 心のブレーキ（対象者の身分別）

ア 犯罪者



イ 非行少年



$\chi^2(24)=164.50, p<.001$

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 心のブレーキとなるものが不詳の者を除く。
 3 ()内は、実人員である。

(2) 前回までの調査との比較

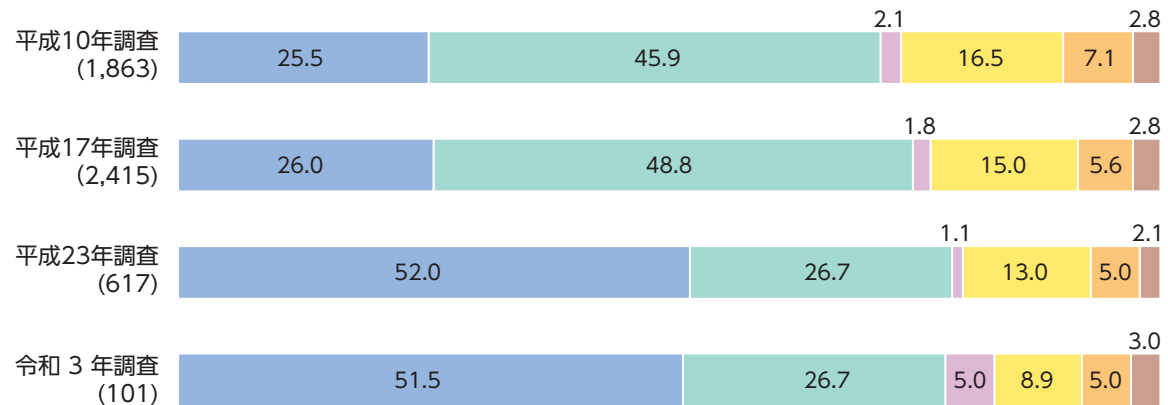
本質問は平成10年調査における新設項目であるため、同年調査以降の4回の調査について比較を行った。少年鑑別所入所者について、心のブレーキとなるものに関する各項目に該当した者の構成比を前回までの調査と比較すると、**3-5-2図**のとおりである。

なお、選択肢に変更があり、令和3年調査で削除した「友達から仲間はずれになること」及び「学校や職場に対する迷惑のこと」は、平成23年以前の調査においては、「その他」に計上し、令和3年調査で新設した「配偶者（夫や妻、内縁関係、事実婚を含む）のこと」、「子のこと」及び「兄弟姉妹を含めた家族のこと」は、平成23年以前の調査における「兄弟（妻子）を含めた家族全体のこと」を細分化したものであり、「配偶者（夫や妻、内縁関係、事実婚を含む）・子・兄弟姉妹を含めた家族全体のこと」としてまとめて計上し、「兄弟（妻子）を含めた家族全体のこと」と同一の項目とみなして比較した。加えて、平成23年以前の調査における「社会から白い目で見られること」は、令和3年調査の「社会からの信用を失うこと」と同一の項目とみなして分析した。

今回及び過去3回の調査結果を比較すると、どの調査年においても、「父母のこと」、「配偶者（夫や妻、内縁関係、事実婚を含む）・子・兄弟姉妹を含めた家族全体のこと」及び「警察につかまること」が上位3項目を占めており、平成17年調査までは、「配偶者（夫や妻、内縁関係、事実婚を含む）・子・兄弟姉妹を含めた家族全体のこと」、「父母のこと」、「警察につかまること」の順であったが、23年調査からは、上位2項目が逆転した。 χ^2 検定及び残差分析の結果、「父母のこと」の構成比は、平成10年調査及び17年調査で有意に低い一方、23年及び令和3年調査で有意に高かった。また、「配偶者（夫や妻、内縁関係、事実婚を含む）・子・兄弟姉妹を含めた家族全体のこと」の構成比は、平成17年調査で有意に高い一方、23年及び令和3年調査で有意に低かった。直近2回の調査では、「配偶者（夫や妻、内縁関係、事実婚を含む）・子・兄弟姉妹を含めた家族全体のこと」の構成比が低下し、「父母のこと」の構成比が上昇しているが、これには近年の少子化が影響した可能性も考えられる。

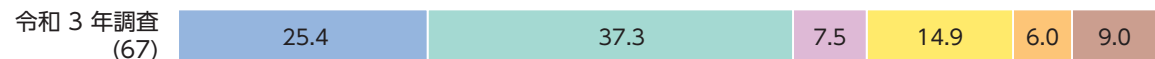
3-5-2図

少年鑑別所入所者 心のブレーキ（前回までの調査との比較）



$\chi^2(15)=224.99, p<.001$

【参考 若年犯罪者（刑事施設入所者）】



- 父母のこと
- 配偶者（夫や妻、内縁関係、事実婚を含む）、子及び兄弟姉妹を含めた家族全体のこと
- 社会からの信用を失うこと
- 警察につかまること
- 自分で自分がいやになるから
- 特に心のブレーキになるものはない

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 心のブレーキとなるものが不詳の者を除く。
 3 前回までの調査との比較が困難なものは除外した。
 4 平成23年調査以前の「兄弟（妻子）を含めた家族全体のこと」は、令和3年調査において、「配偶者（夫や妻、内縁関係、事実婚を含む）のこと」、「子のこと」及び「兄弟姉妹を含めた家族のこと」の3項目に細分化しており、上記3項目をまとめた「配偶者（夫や妻、内縁関係、事実婚を含む）、子及び兄弟姉妹を含めた家族全体のこと」と同一の項目とみなして比較した。
 5 平成23年調査以前の「社会から白い目で見られること」は、令和3年調査における「社会からの信用を失うこと」と同一の項目とみなして比較した。
 6 () 内は、調査年別の該当者の人員である。

(3) 犯罪者・非行少年別及び犯罪・非行進度別の比較

心のブレーキとなるものに関する各項目に該当した者の構成比を犯罪者・非行少年別に見るとともに、これを犯罪・非行進度別に見ると、3-5-3表のとおりである。 χ^2 検定及び残差分析の結果、犯罪者の高群は、「兄弟姉妹を含めた家族のこと」が有意に低く、「その他」及び「特に心のブレーキになるものはない」が有意に高かった。この結果からは、犯罪者の高群は、家族から孤立しがちであるか、頼れる家族が存在しておらず、他に犯罪を思いとどまらせる存在も十分でない者が多いことが示唆された。

なお、犯罪者の高群において、有意差が認められた「その他」は、「仲間」、「恋人や友人の存在」等の身近な他者の存在等であった。

3-5-3表

心のブレーキ（犯罪者・非行少年別、犯罪・非行進度別）

区分	犯罪・非行進度	総数	父母のこと	配偶者のこと	子のこと	兄弟姉妹を含めた家族のこと	社会からの信用を失うこと	警察につかまること	自分で自分がいやになるから	その他	特に心のブレーキになるものはない	χ^2 値
犯罪者	低群	249 (100.0)	45 (18.1)	41 (16.5)	52 (20.9)	33 (13.3)	28 (11.2)	20 (8.0)	15 (6.0)	7 (2.8)	8 (3.2)	27.719*
	中群	232 (100.0)	50 (21.6)	25 (10.8)	37 (15.9)	30 (12.9)	30 (12.9)	30 (12.9)	16 (6.9)	7 (3.0)	7 (3.0)	
	高群	143 (100.0)	30 (21.0)	20 (14.0)	21 (14.7)	▽9 (6.3)	17 (11.9)	13 (9.1)	10 (7.0)	△10 (7.0)	△13 (9.1)	
非行少年	低群	109 (100.0)	43 (39.4)	2 (1.8)	6 (5.5)	27 (24.8)	8 (7.3)	7 (6.4)	9 (8.3)	5 (4.6)	2 (1.8)	…
	中群	69 (100.0)	34 (49.3)	1 (1.4)	- (0.0)	12 (17.4)	3 (4.3)	7 (10.1)	2 (2.9)	4 (5.8)	6 (8.7)	
	高群	91 (100.0)	35 (38.5)	1 (1.1)	1 (1.1)	18 (19.8)	6 (6.6)	8 (8.8)	8 (8.8)	9 (9.9)	5 (5.5)	

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 心のブレーキとなるものが不詳の者を除く。

3 ***は $p<.001$ 、**は $p<.01$ 、*は $p<.05$ を示す。 p 値は、 χ^2 検定による漸近有意確率である。ただし、度数が少ない場合は、モンテカルロ法を使用した検定によった。

4 △は残差分析の結果、期待値よりも有意に度数が多いことを、▽は少ないことを示す（ $p<.05$ ）。

5 () 内は、構成比である。

（４）犯罪者・非行少年別及び男女別の比較

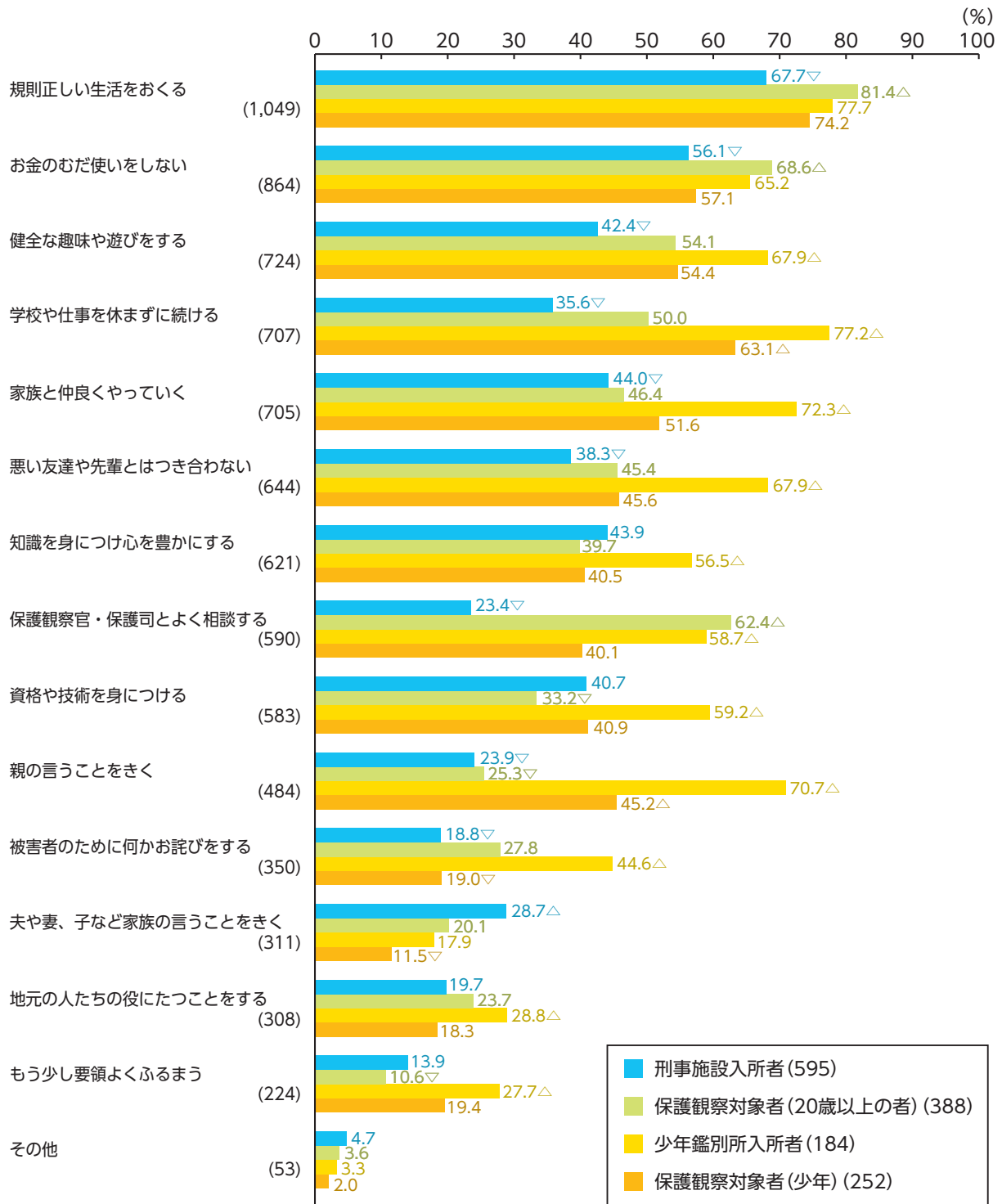
性別により、心のブレーキとなるものに違いがある可能性が考えられることから、犯罪者・非行少年別に見るとともに、男女別で比較した。度数が少ないため、モンテカルロ法を使用した検定を行った結果、犯罪者では、「子のこと」の構成比が女性で有意に高く、男性で有意に低かった（女性44.1%、男性14.6%）（ $p<.001$ ）。一方、非行少年では、いずれの項目においても有意な差が認められなかった（ $p=.785$ ）。

ても、「規則正しい生活を送る」が最も高く、次いで犯罪者の2群では「お金のむだ使いをしない」、非行少年の2群では「学校や仕事を休まずに続ける」であった。 χ^2 検定及び残差分析の結果、「親の言うことをきく」の該当率は、犯罪者の2群で有意に低い一方、非行少年の2群では有意に高かった。また、刑事施設入所者と保護観察対象者（20歳以上の者）を比べると、刑事施設入所者では「規則正しい生活をおくる」、「お金のむだ使いをしない」及び「保護観察官・保護司とよく相談する」の該当率が有意に低い一方、保護観察対象者（20歳以上の者）では有意に高かった。この結果からは、刑事施設入所者よりも、実際に保護観察の指導を受けながら社会生活を送っている保護観察対象者（20歳以上の者）の方が、規則正しい生活や計画的な金銭使用、保護観察の枠組みに沿うことの重要性に目を向けやすいことがうかがえる。

非行少年については、少年鑑別所入所者の各項目の該当率が有意に高い項目が他の群に比べて多数見られた。そのため、身分別のそれぞれの該当率について、回答項目数を1から5項目、6から10項目、11から15項目の3群に分けて χ^2 検定及び残差分析を行ったところ、少年鑑別所入所者は、1から5項目が有意に低く、6から10項目及び11から15項目が有意に高かった（1から5項目19.0%、6から10項目53.8%、11から15項目25.0%）（ $\chi^2(9) = 103.18$ 、 $p < .001$ ）。少年鑑別所入所者は、これから審判を受けるという状況にあって、これからの生活で大切だと思うことに目が向きやすくなっていることが影響している可能性も考えられる。

3-6-1 図

これからの生活で大切なこと（対象者の身分別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 各項目に該当した者(重複計上による。)の割合である。
 3 χ^2 検定により有意差が認められ、かつ残差分析の結果、期待値よりも有意に度数が多いものを△で示し、少ないものを▽で示す($p<.05$)。
 4 凡例の()内は、対象者の身分別の実人員であり、縦軸の()内は、各項目に該当した者の人員である。

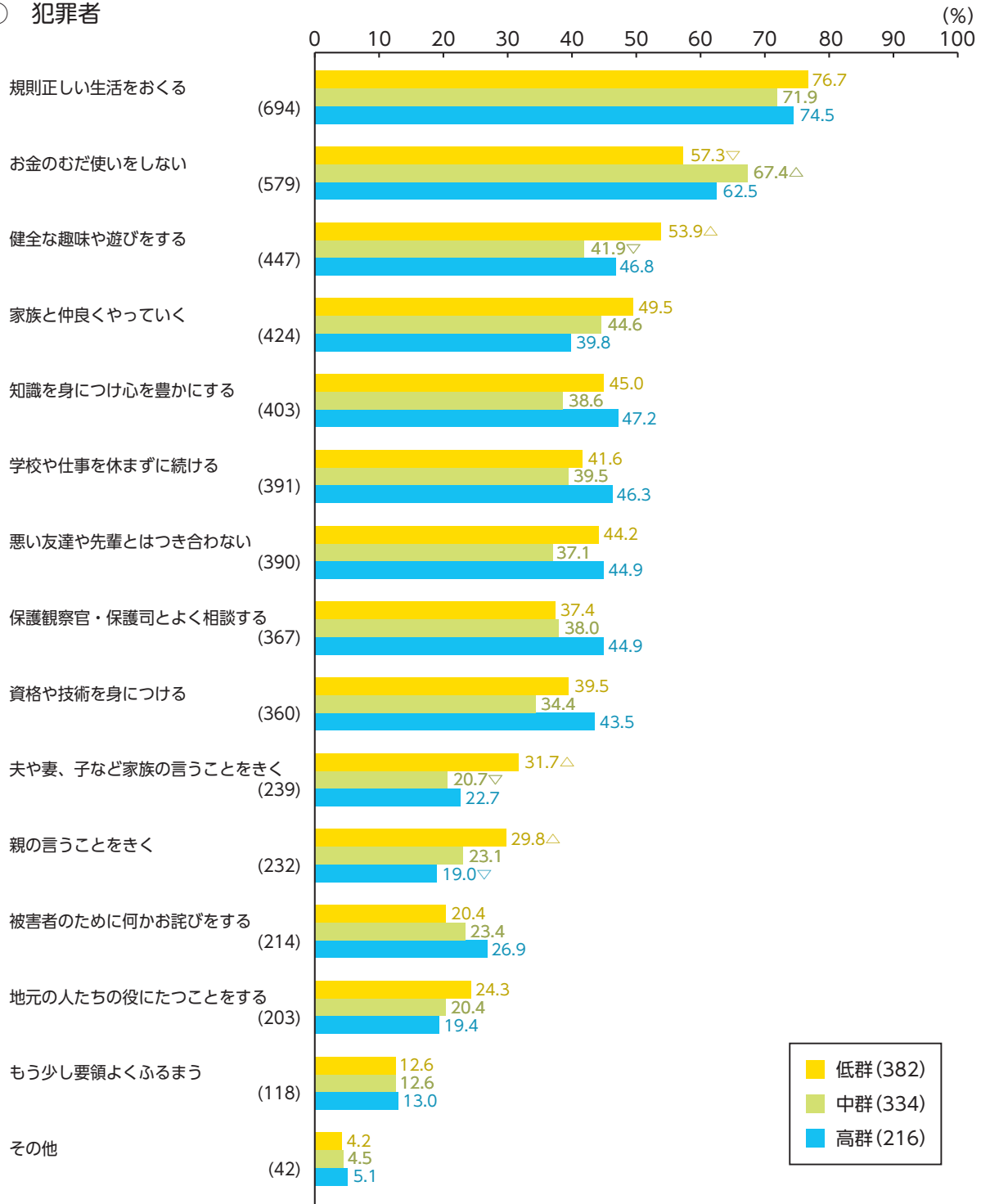
(2) 犯罪者・非行少年別及び犯罪・非行進度別の比較

これからの生活で大切なことについて、各項目の該当率を犯罪者・非行少年別に見るとともに、これを犯罪・非行進度別に見ると、3-6-2図のとおりである。各該当率を比較すると、犯罪者・非行少年共に、犯罪・非行進度にかかわらず、「規則正しい生活をおくる」が最も高かった。また、犯罪者では、犯罪・非行進度にかかわらず、次いで「お金のむだ使いをしない」が高かったのに対し、非行少年では、次いで「学校や仕事を休まずに続ける」が高かった。 χ^2 検定及び残差分析の結果、犯罪者では、「夫や妻、子など家族の言うことをきく」及び「親の言うことをきく」が低群で有意に高かったが、「親の言うことをきく」は高群が有意に低かった。この結果からは、犯罪者の高群については、度重なる受刑により、他の群と比べ、親と疎遠になっている可能性も考えられる。非行少年では、「学校や仕事を休まずに続ける」が低群で有意に低い一方、高群は有意に高かった。

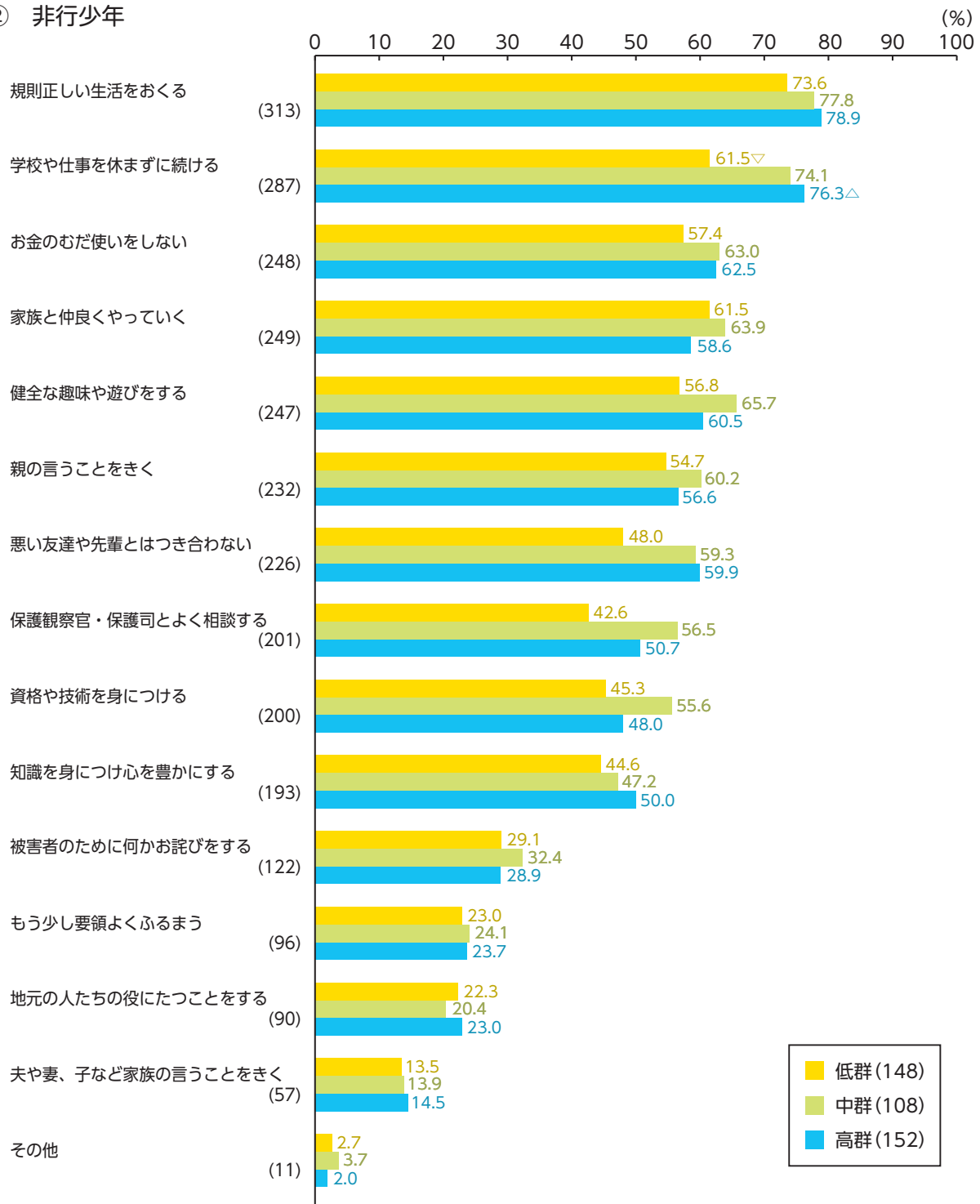
3-6-2図

これからの生活で大切なこと（犯罪・非行進度別）

① 犯罪者



② 非行少年



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 各項目に該当した者(重複計上による。)の割合である。
 3 χ^2 検定により有意差が認められ、かつ残差分析の結果、期待値よりも有意に度数が多いものを△で示し、少ないものを▽で示す($p<.05$)。ただし、度数が少ない場合は、モンテカルロ法を使用した検定によった。
 4 凡例の()内は、犯罪・非行進度別の実人員であり、縦軸の()内は、各項目に該当した者の人員である。

7 自分の生き方に対する満足度

Q29 あなたは、今の自分の生き方に、どのくらい満足していますか。

あてはまる番号に○をひとつだけつけてください。

1 満足 2 やや満足 3 どちらとも言えない 4 やや不満 5 不満

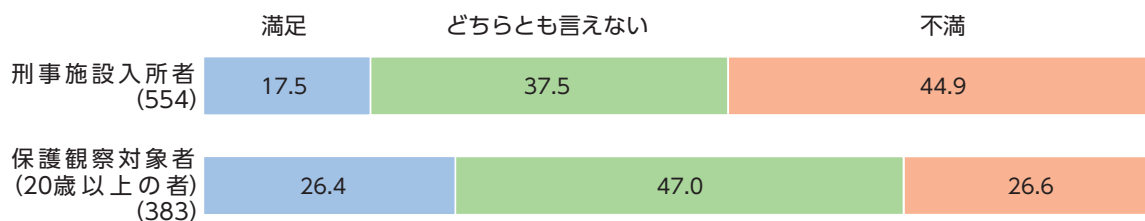
(1) 対象者の身分別の比較

自分の生き方に対する満足度について、「満足」（「満足」及び「やや満足」の合計。以下この項において同じ。）、「どちらとも言えない」、「不満」（「不満」及び「やや不満」の合計。以下この項において同じ。）の3カテゴリーに統合した上で、各カテゴリーの構成比を対象者の身分別に見ると、3-7-1図のとおりである。対象者の身分別の構成比を比較すると、非行少年の2群の方が犯罪者の2群よりも「満足」の構成比が高く、犯罪者・非行少年共に、保護観察対象者の方が刑事施設入所者や少年鑑別所入所者よりも「満足」の構成比が高かった。 χ^2 検定及び残差分析の結果、犯罪者では、刑事施設入所者において、「満足」の構成比が有意に低く、「不満」の構成比は有意に高かった。他方、保護観察対象者（20歳以上の者）において、「どちらとも言えない」の構成比が有意に高く、「不満」の構成比は有意に低かった。非行少年では、保護観察対象者（少年）において、「満足」の構成比が有意に高く、「どちらとも言えない」及び「不満」の構成比は有意に低かった。これらの結果から、現に社会内で生活している者の方が、矯正施設内で生活している者よりも自分の生き方に対する満足度が高い傾向にあり、刑事施設入所者においては、受刑によるデメリットや不満から、自分の生き方についても不満を抱きやすいことが示唆された。

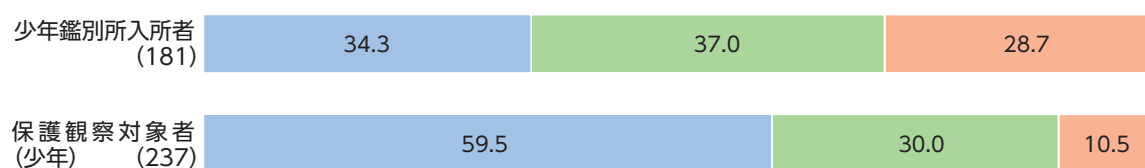
3-7-1 図

自分の生き方に対する満足度（対象者の身分別）

① 犯罪者



② 非行少年

 $\chi^2(6)=181.34, p<.001$

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 自分の生き方に対する満足度が不詳の者を除く。
 3 「満足」は、「満足」及び「やや満足」を合計した構成比であり、「不満」は、「不満」及び「やや不満」を合計した構成比である。
 4 () 内は、実人員である。

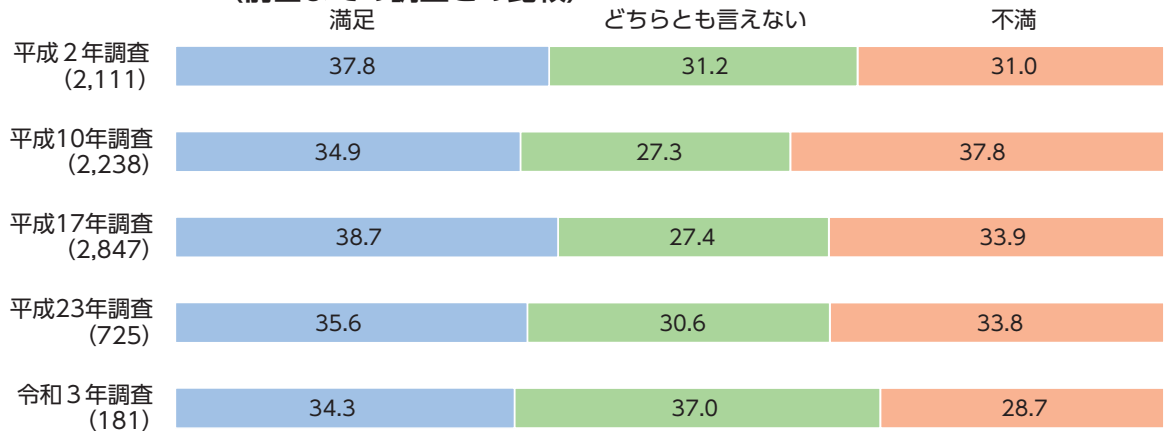
(2) 前回までの調査との比較

少年鑑別所入所者について、自分の生き方に対する満足度を前回までの調査と比較すると、3-7-2図のとおりである。今回及び過去4回の調査結果を比較すると、「不満」の構成比は減少傾向にある一方、「どちらとも言えない」の構成比は増加傾向にある。 χ^2 検定及び残差分析の結果、令和3年調査において、「どちらとも言えない」の構成比が有意に高かった。

3-7-2図

少年鑑別所入所者 自分の生き方に対する満足度

(前回までの調査との比較)



$\chi^2(8)=35.55, p<.001$

【参考 若年犯罪者（刑事施設入所者）】



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 自分の生き方に対する満足度が不詳の者を除く。
 3 「満足」は、「満足」及び「やや満足」を合計した構成比であり、「不満」は、「不満」及び「やや不満」を合計した構成比である。
 4 () 内は、実人員である。

(3) 犯罪者・非行少年別及び犯罪・非行進度別の比較

自分の生き方に対する満足度について、各カテゴリーの構成比を犯罪者・非行少年別に見るとともに、これを犯罪・非行進度別に見ると、3-7-3表のとおりである。 χ^2 検定の結果、犯罪者・非行少年共に、いずれの群においても有意な差は認められなかった。

3-7-3表

自分の生き方に対する満足度（犯罪者・非行少年別、犯罪・非行進度別）

区 分	犯罪・非行進度	総 数	満 足	どちらとも言えない	不 満	χ^2 値
犯 罪 者	低 群	369 (100.0)	90 (24.4)	154 (41.7)	125 (33.9)	6.31
	中 群	321 (100.0)	60 (18.7)	126 (39.3)	135 (42.1)	
	高 群	208 (100.0)	41 (19.7)	87 (41.8)	80 (38.5)	
非 行 少 年	低 群	144 (100.0)	77 (53.5)	43 (29.9)	24 (16.7)	4.37
	中 群	106 (100.0)	44 (41.5)	41 (38.7)	21 (19.8)	
	高 群	148 (100.0)	69 (46.6)	47 (31.8)	32 (21.6)	

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 自分の生き方に対する満足度が不詳の者を除く。
 3 「満足」は、「満足」及び「やや満足」を合計した人員であり、「不満」は、「不満」及び「やや不満」を合計した人員である。
 4 ***は $p<.001$ 、**は $p<.01$ 、*は $p<.05$ を示す。 p 値は、 χ^2 検定による漸近有意確率である。
 5 () 内は、構成比である。

8 今後の生活や立ち直りに必要なこと

Q28 これからの生活で、あなたが非行や犯罪から立ち直るためにとても必要だと思えることは何ですか？あなたの考えを下の欄に自由に書いてください。

(1) 分類方法（コーディング）

本質問によって得られた回答は全て自由記述であることから、量的変数として分析するために、次のような手続でコーディングを行った。コーディングの客観性を担保するため、自由記述の分類は、本研究に従事する者2名がそれぞれ独立して実施し、コーディングの一致率及びカッパ係数を算出した。①調査対象者から100人を抽出し、②本研究に従事する者（以下、「第一分類者」という。）が平成23年調査で同質問における分類に用いた領域・項目（以下、「領域等」という。）を参考に、今回調査での回答の特性、分布等を勘案して適宜領域等を追加しながら分類を行い（複数の領域等にまたがる記述については、それぞれの該当領域等に計上）、③②以外の本研究に従事する者（以下、「第二分類者」という。）が、第一分類者が用いた枠組みに従って同様に上記100人の分類を行い、一致率等を算出し、④分類が一致しなかった回答については、最も長い実務年数を有し、本研究を総括する立場にある者（以下、「第三分類者」という。）が最終的な判定を行うとともに、その判定基準を第一分類者及び第二分類者と共有し、⑤再度、④の基準に則り、第一分類者及び第二分類者が上記100人の分類を行い、一致率等を算出した。

こうした手続を経た結果、③と⑤で算出された数値を比較すると、単純一致率は89.5%から92.9%に、カッパ係数でも $\kappa = .56$ から $\kappa = .71$ にそれぞれ改善されたことから、実質的な一致と見なせる基準を満たしていると判断し、以降の回答について、前記④の基準に基づき第一分類者が分類を行った。最終的に回答の分類は、12の領域、36の項目と成り、これらをまとめたものが3-8-1表である。なお、項目によっては該当者数が少なく、それらの比較によって一定の特性等にまで言及するのはふさわしくない場合も生じうることから、以下、領域ごとの比較・分析によって諸特性を検討することとした。

3-8-1表

今後の生活や立ち直りに必要なことの認識

領 域	項 目
家 族	家族の存在 家族との良好な関係
学 校	学校に行く 勉強する
就 労	就労・資格取得・資格取得のための勉強をする 就職援助・資格取得指導・職業訓練
交 友 関 係	不良交友の断絶 友人・知人又は交際相手の存在 充実又は信頼ある人間関係を築く
薬 物 等	アルコールからの離脱 薬物からの離脱
余 暇	ボランティア活動・誰かの為になることをする等 暇な時間を作らない・有意義な時間を過ごす ギャンブルからの離脱
生 活	健全又は健康な生活・そうした生活への移行 将来の生活設計・夢・目標を持つ 居場所をみつける 健全なお金の使い方
態 度	他人の気持ちを考える 物事をよく考えてから行動する 法律やルールを守る 人の話を聞く・会話をする
自 己 の 問 題	自律的に行動する（我慢忍耐・感情コントロール・自意識等） 自分自身のことを考える・見つめ直す 努力する・頑張る 自分に自信を持つ
反 省	反省する（今回の処分・自らの犯罪や非行を考える等） 被害者のことを考える 罪を償う
支援への期待	相談・相談相手の存在 注意又は指導監督をしてくれる者 理解・受容 大切な人の存在 生活支援 刑事施設等における処遇等の充実
そ の 他	

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 自由記述による。

3 「その他」は、いずれの項目にも該当しないものであり、「特になし」と回答したものを含む。

(2) 対象者の身分別の比較

3-8-2表は、今後の生活や立ち直りに必要だと考えることについての自由記述を、前記手続により内容別に分類し、犯罪者・非行少年別（特に断らない限り、犯罪者は刑事施設入所者及び保護観察対象者（20歳以上の者）の2群を指し、非行少年は少年鑑別所入所者及び保護観察対象者（少年）の2群を指す。以下この項において同じ。）に見たものである。

調査対象者のうち、無回答であった者は244人（17.2%）であり、何らかの事項を記述していた者の割合を見ると、犯罪者では82.2%（刑事施設入所者では82.7%、保護観察対象者（20歳以上の者）では81.4%）であり、非行少年では84.2%（少年鑑別所入所者では92.4%、保護観察対象者（少年）では78.2%）であった。記述されていた内容として多いものは、自己の問題、態度、生活、就労、交友関係に関する領域のものであった。

調査対象者のうち、各領域に該当する者の割合を「該当率」とし、身分別に、該当率の高かった領域を見ると、全ての群において、自己の問題に関する該当率が最も高かったが、各群を見ると、刑事施設入所者では就労、生活の順で、保護観察対象者（20歳以上の者）では、生活（同群の自己の問題と該当率は同値）、就労、支援への期待（同群の就労と該当率は同値）の順で、少年鑑別所入所者では、態度、交友関係（同群の態度と該当率は同値）の順で、保護観察対象者（少年）では、態度、生活の順で続いていた。

3-8-2表で示した各領域を見ると、 χ^2 検定及び残差分析の結果、余暇を除く全ての領域で有意な差が認められた。該当率の高かった領域を中心に見ていくと、自己の問題及び交友関係では、保護観察対象者（20歳以上の者）が有意に低い一方、少年鑑別所入所者が有意に高く、態度では、刑事施設入所者が有意に低い一方、非行少年の2群が共に有意に高くなるなど、非行少年、特に少年鑑別所入所者は、今後の生活や立ち直りに必要なこととして、これまでの自身の行動及び考え方を振り返り、改善しようとする決意に関するような内容を記述するとともに、今後の交友関係の在り方にも重きを置く傾向がうかがえる。生活では、刑事施設入所者が有意に低い一方、保護観察対象者（20歳以上の者）が有意に高いことに加え、支援への期待でも、同群が有意に高くなっており、犯罪者の中でも、現に矯正施設内で生活している者と社会内で生活している者とでは立ち直りのためのニーズが若干異なっていることの一端がうかがえる。該当率はさほど高くないものの、反省では、少年鑑別所入所者が有意に高くなっている一方、保護観察対象者（少年）が有意に低くなっており、両者の間で今回犯した事件や被害者に向き合おうとする姿勢に一定の隔たりがあることがうかがえる。家族では、刑事施設入所者及び少年鑑別所入所者が有意に高くなっており、現に矯正施設内で生活している者は、立ち直

りに必要なこととして家族の存在及び良好な関係に重きを置いていることが示唆された。

3-8-2表

今後の生活や立ち直りに必要なことの認識

領 域	総 数 [1,419]	犯 罪 者		非行少年		χ^2 値
		刑事施設入所者 [595]	保護観察対象者 (20歳以上の者) [388]	少年鑑別所入所者 [184]	保護観察対象者 (少年) [252]	
家 族	151 (10.6)	△ 75 (12.6)	33 (8.5)	△ 30 (16.3)	▽ 13 (5.2)	18.45 ***
学 校	13 (0.9)	▽ 1 (0.2)	1 (0.3)	3 (1.6)	△ 8 (3.2)	... ***
就 労	184 (13.0)	87 (14.6)	△ 65 (16.8)	17 (9.2)	▽ 15 (6.0)	19.62 ***
交 友 関 係	176 (12.4)	65 (10.9)	▽ 32 (8.2)	△ 52 (28.3)	27 (10.7)	50.61 ***
薬 物 等	62 (4.4)	△ 46 (7.7)	14 (3.6)	▽ 2 (1.1)	▽ -	32.89 ***
余 暇	59 (4.2)	23 (3.9)	19 (4.9)	10 (5.4)	7 (2.8)	2.62
生 活	215 (15.2)	▽ 77 (12.9)	△ 77 (19.8)	23 (12.5)	38 (15.1)	9.92 *
態 度	246 (17.3)	▽ 76 (12.8)	59 (15.2)	△ 52 (28.3)	△ 59 (23.4)	31.69 ***
自己の問題	358 (25.2)	139 (23.4)	▽ 77 (19.8)	△ 69 (37.5)	73 (29.0)	23.62 ***
反 省	93 (6.6)	33 (5.5)	24 (6.2)	△ 27 (14.7)	▽ 9 (3.6)	24.54 ***
支援への期待	169 (11.9)	74 (12.4)	△ 65 (16.8)	21 (11.4)	▽ 9 (3.6)	25.58 ***
そ の 他	106 (7.5)	52 (8.7)	32 (8.2)	10 (5.4)	12 (4.8)	22.30 **

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 自由記述による。

3 各項目に該当した者（重複計上による。）の人員を計上している。

4 ***は $p<.001$ 、**は $p<.01$ 、*は $p<.05$ を示す。 p 値は、 χ^2 検定による漸近有意確率である。ただし、度数が少ない場合は、モンテカルロ法を使用した検定によった。

5 △は残差分析の結果、期待値よりも有意に度数が多いことを、▽は少ないことを示す（ $p<.05$ ）。

6 () 内は、総数又は調査対象者の身分別の人員における割合である。

7 [] 内は、実人員である。

(3) 犯罪者・非行少年別及び犯罪・非行進度別の比較

全調査対象者について、自己申告非行尺度合計得点の分布に応じて犯罪・非行進度の「低群」、「中群」、「高群」の3区分に分類し、犯罪者と非行少年の各群の該当率の比較を行った。各群で何らかの事項を記述していた者の割合を見ると、犯罪者総数では83.8%（低群では85.1%、中群では81.1%、高群では81.9%）であり、非行少年総数では86.0%（低群では82.4%、中群では89.8%、高群では86.8%）であった。 χ^2 検定及び残差分析の結果、犯罪者は、家族において、低群（382人）の該当率（14.4%（55人））が有意に高かった（ $\chi^2(2)=6.19$ 、 $p=.045$ ）。また、交友関係において、低群（382人）の該当率（12.6%（48人））が有意に高い一方、中群（334人）の該当率（6.9%（23人））が有意に低かった（ $\chi^2(2)=6.54$ 、 $p=.038$ ）。非行少年は、交友関係において、低群（148人）の該当率（9.5%（14人））が有意に低い一方、高群（152人）の該当率（25.7%（39人））が有意に高かった（ $\chi^2(2)=13.93$ 、 $p=.001$ ）。犯罪者・非行少年共に有意差が認められた領域は交友関係のみであったが、両者の犯罪・非行進度と該当率の高低は、異なる傾向を示していた。

(4) 男女別の比較

平成23年調査では、今後の立ち直りに必要なことについて、男子は女子よりも「就労・資格取得・そのための勉強」の該当率が有意に高く、女子は男子よりも「相談できる人」や「生活支援（生活費・住居等）」の該当率が高いという結果が得られているなど、今後の立ち直りに必要なことの認識については男女差がある可能性が考えられるため、本調査においても男女別の比較を行った。

犯罪者・非行少年それぞれについて、各領域の該当率を男女別に見ると、Fisherの直接確率検定の結果、犯罪者では、支援への期待において有意差が認められ、男性（874人）の該当率が13.4%（117人）であったのに対し、女性（98人）では21.4%（21人）であり、女性が有意に期待値より高かった（ $p=.046$ ）。非行少年では、就労において有意差が認められ、男子（373人）の該当率が8.6%（32人）であったのに対し、女子（55人）の該当者がおらず、男子が有意に期待値より高かった（ $p=.023$ ）。年齢の違いはあるものの、本結果は、概ね平成23年調査の結果を支持するものであり、男性においては就労が、女性においては周囲からのサポートが、今後の立ち直りに必要なこととして認識されていることが示唆された。